

平成 2 6 年川西町議会

第 1 回定例会会議録

開会 平成 2 6 年 3 月 1 0 日

閉会 平成 2 6 年 3 月 2 0 日

平成 2 6 年川西町議会
第 1 回定例会会議録

(第 1 号)

平成 2 6 年 3 月 1 0 日

川西町議会第1回定例会（議事日程）

平成26年3月10日（月）午前10時00分開会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告 議会報告 定期監査報告について
第4		一般質問
第5	報告第1号	専決処分の報告について
第6	議案第1号	平成26年度川西町一般会計予算について
第7	議案第2号	平成26年度川西町国民健康保険特別会計予算について
第8	議案第3号	平成26年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について
第9	議案第4号	平成26年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について
第9	議案第5号	平成26年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について
第10	議案第6号	平成26年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
第11	議案第7号	平成26年度川西町公共下水道事業特別会計予算について
第12	議案第8号	平成26年度川西町水道事業会計予算について
第13	議案第9号	平成25年度川西町一般会計補正予算（第4回）について
第14	議案第10号	平成25年度川西町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
第15	議案第11号	平成25年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について
第16	議案第12号	平成25年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）について
第17	議案第13号	平成25年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第2回）について

第18	議案第14号	平成25年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2回）について
第19	議案第15号	平成25年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について
第20	議案第16号	平成25年度川西町水道事業会計補正予算（第4回）について
第21	議案第17号	川西町企業立地促進条例の一部改正について
第22	議案第18号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
第23	議案第19号	川西町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部改正について
第24	議案第20号	川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第25	議案第21号	川西町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について
第26	議案第22号	職員用ノートパソコンの購入について
第27	議案第23号	川西町道路線の認定について
第28	議案第24号	山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分の変更について
第29	議案第25号	山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継の変更について
第30	同意第1号	川西町監査委員の選任について

(午前10時00分 開会)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより、平成26年川西町議会第1回定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、公私御多忙のところ本定例会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会は、新年度予算を審議する重要な会議であります。諸議案につきましては、円滑に議事を進められて、適正・妥当な議決に達せられますよう、議会運営に御協力を賜りますことをお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町長(竹村匡正君) 皆様、おはようございます。

本日ここに平成26年川西町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多忙の中にもかかわらず御出席をいただき、まことにありがとうございます。また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

本定例会につきましては、平成26年度一般会計及び特別会計予算案を初め、平成25年度一般会計及び特別会計補正予算案、また、専決処分の報告、条例の一部改正、人事案件など27の案件につきまして御審議をお願いするものでございます。特に平成26年度予算案は、町長就任後初めて手がける予算案でございます。提案理由の説明時には、私の考えや思いも含めまして述べさせていただきたいと存じます。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長(森本修司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番 伊藤彰夫君及び4番 石田三郎君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より20日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より20日までの11日間と決定いたします。

日程第3、緒報告に入ります。

議長報告として、さきの定例会以降陳情のありました請願・陳情書3件をお手元に配付いたしておりますので、御清覧おき願ひます。

行政報告として、平成25年12月より平成26年2月期までの例月出納監査の結果報告が提出されておりますので、木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成25年12月から平成26年2月期に行いました例月監査の結果を御報告申し上げます。

堀監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、平成25年度の川西町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めまして、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などにつきまして、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（森本修司君） 報告が終わりましたので、日程第4、一般質問に入ります。順次質問を許します。

2番 堀格君。

2番議員（堀 格君） おはようございます。冒頭に竹村町長からお話がありましたように、竹村町長が御就任後初めて編成されました予算案を審議する定例議会を迎えたわけであります。

もったも、昨今の地方自治体は財政面が非常に厳しゅうございまして、必要経費で大半が埋め尽くされるということでもあります。いわゆる地方自治体の自立性が小さく、活動量だけが大きいというのが現実であります。そういうことありますから、町長におかれましては、ロングランに考えていただいて、グローバルに考えていただいて、着実に一步一步進めていっていただいて、川西町の活力を逐次高めていっていただければありがたいというふうに思うわけであります。

そんな思いから、本日は2点質問をさせていただいて、町長のお考えを賜りたいというふうに思います。

まず1点目は、企業誘致の取り組みについてであります。

町長の川西町の活力プランの第1番目に「人・企業にとって魅力あるまちづくり」というのをうたっておられます。川西町を交通アクセス面で見ますと、西名阪自動車道の大和まほろばスマートインターチェンジの大阪側が今月開通いたしますし、京奈和自動車道の地上道路も、開通が若干おくれておりますが、そのうちに開通をいたします。また、大きな変化といたしまして、この7月には浄化センター公園がまほろば健康パークとして整備されまして、スイムピア奈良という名称で新しくプール棟もつくられまして、奈良県民にとりまして親しまれる施設となります。

このような環境の有利な条件にあわせまして結崎駅の周辺整備の計画が進められておりまして、川西町の玄関口が魅力的な姿に整備されるものと思っております。

また一方、川西町の活力をさらに高めていくためには、企業誘致活動のドライブを上げていかねばなりません。唐院小学校の跡地では、奈良日野自動車さんが

工事を今進めておられますし、この秋には工場の稼働を始めるというふうに向っております。したがって、この唐院工業団地をさらに整備を進め、拡張を図っていかねばなりませんし、また、結崎工業団地の拡張も期待されるところであります。

これらの工業団地の拡張整備につきまして、どのようにお考えになっておられるか、お伺いをしたいと思います。

もう1点は、災害防止への取り組みについてであります。

川西町では、昭和57年8月の水害以降、幸いにいたしまして記憶に残るような大きな災害には遭遇いたしておりません。また、地震に関しましても、この奈良盆地では余り起きていないというのが実態であります。そんなことから、地震とか水害に対する住民の意識は決して高いとは言えない、そういう状況にあると言わざるを得ません。

しかしながら、翻って考えてみますと、もともとこの奈良とか京都というのは、山が隆起いたしましてくぼ地ができたという、いわゆる断層活動によってできた盆地であります。したがって、中央構造線断層帯とか奈良盆地東縁断層帯など、非常に難しい名称がついておりますが、このような8つの活動断層帯に奈良盆地は囲まれております。一方、我々が住んでおります日本列島は、地球のプレートの境界にありまして、押し込まれておりまして、そのために各地で巨大地震がたびたび起こっております。そういったことから、専門家から、この奈良盆地でも近く大地震が起きる可能性が指摘されているところであります。

川西町におきましても、これらの防災への取り組みについて、手をこまねいているわけではありませんで、昨年、費用をかけまして立派なマニュアルづくりを行いました。また、図上演習も行っております。

とは言いましても、防災への取り組みというのは、なかなか難しいものがあります。計画を立て、ステップを踏んで、ある意味ではロングランな取り組みが必要であります。川西町の今後の取り組みにつきまして、マニュアルの活用も含めまして、どのような計画を考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

以上2点、よろしく願いをいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） ただいまの堀議員の御質問にお答えいたします。

まず、企業誘致の取り組みについてでございます。

今年度におきまして、唐院工業団地周辺の農地等の測量を実施いたしました。その際、地権者の皆様にも立ち会いいただきましたが、一部の方から反対の御意見はあるものの、おおむね前向きな御意見でございました。今後は、反対の方や代替地を御希望の方などには十分配慮をしながら、唐院工業団地の拡張を検討してまいりたいと考えております。

拡張計画については、唐院工業団地周辺の農地は、現在、道路や上下水道のインフラが整っておりませんので、それらの整備を効率的に図る方法を検討し、事業費などを試算するための整備計画を平成26年度に策定する予定をしております。

また、企業に対して企業立地意向調査を実施し、立地意向のある企業へ町の取り組みをアピールしていくつもりであります。

一方で、結崎工業団地については、現時点では拡張の計画はありませんが、昨年7月に工場立地法に基づく緑地率の緩和を実施し、既存企業が新たな設備投資をしやすい環境づくりに努めているところでございます。

さらに企業誘致を促進するため、現在の企業立地奨励金に加えて新たに奨励措置を追加し、優遇措置の拡充を図る予定です。追加の奨励措置は、雇用奨励金、治水対策奨励金、給水装置設置奨励金、環境施設設置奨励金でございます。これらの追加につきましては、本議会の議案として川西町企業立地促進条例の一部改正を上程しておりますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

今年度末に西名阪自動車道の大和まほろばインターチェンジが全面開通することに伴い、その周辺地域は企業からのニーズが高まっています。本町としても企業誘致に力を入れ、活力あるまちづくりを目指し取り組んでまいりたいと考えております。

次に、災害防止の取り組みについてでございます。

堀議員がお述べのとおり、幸いにも川西町は、昭和57年以降大きな災害を受けておりません。しかしながら、昨今の異常気象や南海トラフ地震など、災害はいつ起こってもおかしくない状況にあります。

このようなことから、行政といたしましても、これまで以上に防災に対する住民意識の向上や防災対策などに取り組んでいく必要があると考えております。昨年度は、災害時に迅速に行動できるよう、職員初動マニュアル、避難所開設マニュアルを作成しました。このマニュアルを実際の行動につなげるために、各地域の防災を担う自主防災会の皆さんとともに、本年1月15日の防災訓練の中で避難所開設を行いました。

来年度は、自主防災会の皆さんからこれらのマニュアルに対しての御意見をいただき、それを反映させていくことで、より川西町の地域性に見合ったマニュアルに改善していく予定でございます。また、改善後のマニュアルを用いての職員向け防災訓練を実施するとともに、防災担当職員を兵庫県にございます人と未来防災センターの研修に参加させて、職員の防災対応力を向上していく予定でございます。

防災は行政だけでは限界があり、住民の皆さんと一丸となって取り組むべき課題でございます。防災対策につきましては、これまでのように行政だけで考えるのではなく、地域防災の代表である自主防災会の皆さんに御意見を頂戴し、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 堀議員。

2番議員（堀 格君） まず1点目の企業誘致の関連であります。企業誘致するときには2つの側面があると思うんですね。1つは、こういう有利な条件で受け入れますよという受け入れ側の整備の問題。これは、先ほどお話のありましたように、本日の議会にも提案されてはいますが、そういう条件整備をする、それが1つ

と、もう1つは、いかにしてPRして呼び込んでくるかという活動面ですね。この2つがあると思います。その2つの面を切り分けて、両方うまく組み合わせて、できるだけPRを有効にやっていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

坂口理事には、どうもこの3月末で県にお戻りというふうに伺っておりますが、特に企業立地に関しましては御専門でございますので、今後とも引き続き川西町に御配慮いただきますよう、よろしくお願いしたいと思います。

それから、防災の関連であります。町長のお話にもありましたように、行政だけでやっていたのでは意味がありませんので、いかに住民と一体になって進めていくかということであると思います。そのためには、できるだけ住民の皆さんに見える形で、わかりやすく活動を進めていっていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） ただいま堀議員から、企業誘致に関して、受け入れ側の整備及びPRすることについての御指摘がございましたが、PRするほうにつきましては、昨年、昭和工業団地の協議会の会長とお会いしまして、大和郡山市、安堵町、川西町の3市町で一緒に大和まほろばインターチェンジを中心に工業ゾーンをつくっていきましようというような話をさせていただいております。この3月に大和まほろばインターチェンジは全面開通するんですけれども、今後、それに合わせまして、3つの地域の工業団地が一体となって県外にPRを進めていくことの話を進めていく所存でございますので、今後また議員の皆様には状況について御報告させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（森本修司君） 続きますして、3番 伊藤彰夫君。

3番議員（伊藤彰夫君） 伊藤です。それでは、議長の許可を得ましたので、質問いたします。

さきに通告してありますように、川西町教育行政における子ども子育て教育についてと、防災行政無線についてでございます。

竹村町長の4つの活力プランの1つに、「子ども子育てしている人にとってやさしいまちづくり」があります。「子どもは地域の宝。よりよい子育て教育はよりよいまちづくりの礎となるもの。子どもたちが健やかに育つ仕組みを整えます」と言われています。私もこのプランには賛同しています。

そこで、私は、川西町教育行政の現状を見るために、本年1月15日に公表されました川西町教育委員会事務事業評価報告書に注目いたしました。その内容は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成24年度の川西町教育行政に関する事業を評価・点検したもので、評価に対する学識者の意見もつけられています。詳しく見ますと、評価の対象となった事業は27事業あり、A、B、C、Dの4つの段階で評価されています。十分成果が上がっているA評価は5件で、能楽体験事業、スポーツ少年団、青少年育成事業など、主に子どもに関する

事業です。成果が上がっているとするとするB評価は19件で、大半を占めています。成果が十分に上がっていないC評価は3件だけで、島の山古墳や成人講座で、全く成果が上がっていないD評価というのはありませんでした。

このように、ほとんどの事業で成果が上がっており、本町の教育行政はおおむね良好な評価結果が報告されています。

そこで、これらの事業のうち、子ども子育て教育の関係する3つの事業について質問いたします。

1つ目は、子どもと親の心の相談員配置事業です。これに対してはB評価で、本事業は有効であるとしていますが、「担任や管理職などとの情報共有、働きかけの意思統一を図ることを進めてもらいたい」との学識経験者の意見がつけられています。

2つ目は、特別支援教育支援員配置事業です。これに対してもB評価で、成果が上がっているとされていますが、「支援員が1人では不足しているのではないか」「学校及び教育委員会の支援体制を充実させたい」との学識経験者の意見がつけられています。

いずれも相談員あるいは支援員の配置事業で、成果は上がっていると評価されていますが、今後さらに充実させる必要があると私は考えています。

3つ目は、子育て支援事業です。これは、家庭教育学級として、よりよい子育てのための親を対象とした講演会を実施しています。これに対してはC評価で、「見直しの上継続する」となっています。若いお父さん、お母さんたちの子育てを支援する大変重要な事業で、ぜひとも充実して継続すべき事業だと考えております。

今回の報告は、平成24年度事業に対する事業評価ですので、既に新たな取り組みが始まっていると思われませんが、これらの子どもと子育てする親を支援する3つの事業について、その状況と、今後どのような方針で進められていくかを教育長にお尋ねいたします。

次に、防災行政無線についてです。

本町の防災行政無線は、平成3年に全戸に設置されました。災害の発生が予想されるときや災害発生時などの緊急時に、災害関連情報や避難勧告などの情報を町民にお知らせするとともに、平常時においては一般行政情報を町民にお知らせして、大変役に立っております。今ではなくてはならないものになっております。

しかし、故障して受信できないものや、使えなくなつて処分された方、あるいは新たに川西町に引っ越してこられた方など、家に設置されていないケースが増えています。大切な情報が町民に伝わらなくて、被害につながる危険性も考えられます。

4つの活力プランの「安心して暮らせるまちづくり」の施策の一つに防災行政無線の整備も重要と考えますが、本町の今後の取り組みをお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（森本修司君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） それでは、まず私のほうから先にお答えさせていただきます。

川西町教育行政における子ども子育て教育についてであります。

まず、事務事業評価報告につきましては、平成19年度の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、市町村においても実施が義務づけられました制度であります。このことから、教育委員会といたしましても、実施しておりました事業の執行状況についての点検・評価を外部委員により毎年度行っていたいております。その結果について議会への提出並びに公表を行ってきたところ です。

御質問にあります子どもと親の相談員配置事業は、不登校傾向の児童や学級での問題等から学級へ入りづらい児童などに対しての支援並びに保護者への支援を行っていく事業でありまして、具体的な活動といたしましては、小学校におけるいじめ・不登校等の早期発見・早期対応や未然防止を図るための家庭訪問等の実施、また、不登校傾向にある児童については登校を促し、さらに、登校した児童へは心のケアも行いながら、学校になじむ環境づくりに取り組んでおります。

また、情報の共有、関係者の連携といたしましては、担任、人推教員、学校長・教頭の管理職、相談員、コーディネーター等が、週1回を基本としまして定期的に会議を開催し、情報の共有を図っているところです。

今後不登校傾向児童とその保護者への支援、いじめ等による学校への不安の軽減を図りながら、学校において対象児童がより有意義に学校生活を送っていただけるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、特別支援教育支援員配置事業についてでございますけれども、この事業は、軽度発達障害等を有している児童に対して、通常学級での支援や補助を行う支援員を配置する事業となります。現在、川西小学校では、特別支援学級への入級の対象とならず、通常学級で授業を受けている子どもたちが、約60名程度、全児童数の13%在籍しております。これら子どもたちへの学習支援が重要な課題ともなっております。ちなみに、全国平均では約6.5%と言われておりますので、本町の場合、約倍の児童が在籍していることとなります。

このことから、担任だけでは十分な対応・支援ができない部分について、支援員が入り込むことで、子どもたちの学校生活での環境づくりに寄与しているところ であります。

なお、御質問にあるように、評価委員よりは、支援員が不足しているのではないかと の評価をいただいているところなんですけれども、平成24年度までは1名で6学年の全ての学級を担当しておりましたが、平成25年度からは、児童学力体力向上支援員という名称で1名を追加配置いたしました。特別支援員との2名体制とさせていただきます。支援体制の充実を図ったところ であります。現在は、この両名により、支援の必要な子どもたちへの学習支援、学習活動及び生活習慣の定着、基礎学力及び体力の向上に取り組んでいただいているところ であります。委員会といたしましては、引き続きこの2名体制で子どもたちへの支援に当たっていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、子育て支援事業についてでございますが、平成24年度までは教育委員会主催で1回、子育て支援センターとの共催で1回の年間2回の講座を家

庭教育学級と位置づけ、実施してまいりましたが、いずれも参加人数が20名弱しか得られないというような課題を抱えておりました。このことから、平成25年度におきましては、実施形態を見直し、年2回の開催を1回とし、子育て世代の保護者にできるだけ御参加いただけるよう、川西町連合PTAなどの御意見も拝聴しながら、川西小学校教育講演会として連合PTAとの共催で開催いたしましたところ、79名の参加が得られ、見直しの効果が出たものと思っております。

この事業につきましては、今後も幼稚園、小学校との連携のもと、子育て世代の保護者が参加しやすい講座を企画して実施を継続してまいりたいと考えております。

以上となりますが、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 私からは、防災行政無線の整備について回答させていただきます。

本町の防災行政無線は、整備後約22年を経過し、製造業者からは、故障時の部品調達が難しくなりつつあると聞いております。災害時の情報の収集や伝達には防災行政無線が不可欠であり、故障により使えなかったということはあってはならないことでございます。部品調達が可能な期間において、伝達すべき情報やその伝達方法、平常時の活用、情報伝達手段の多重化、ライフスタイルの変化にも対応可能な方法などについて十分に検討し、次期防災行政無線を整備する必要があると考えております。

なお、整備には多額の経費が必要となりますので、国の補助制度の動向にも十分注視しながら検討を進めてまいります。

次期防災無線を整備するまでの間においては、現在の設備を使った情報伝達ということになるのですが、一部の住民の方々からは、高層の建築物や構造物などの影響による電波障害が発生し、防災無線が聞き取れないという連絡をいただくことがございます。本来であれば、周辺地域における電波の伝達状況調査を実施する必要があるのですが、この調査には多額の費用が発生することから、御連絡をいただいた世帯には外部アンテナを設置するなどの対応をとらせていただいております。また、故障して受信できない方や処分された方につきましては、御本人からの申し出により、無償または一部費用負担していただく形で代替の受信機を貸与しており、本町へ転入された方に対しましては、転入手続の中で貸与するようにしております。

異常気象の発生や南海トラフによる地震など、いつ災害が発生してもおかしくない時代でございます。災害が発生した際には被害を最小限に食い止めるということを念頭に置き、今後の防災対策や防災行政無線の再整備について地域の皆様と一緒に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 伊藤議員。

3番議員（伊藤彰夫君） 町長、教育長、詳細な答弁、ありがとうございます。

子ども子育て支援につきまして、もう既にいろいろと施策に取り組まれている

ということをお聞きしました。また、子育て支援の講演会につきましても、人数が増えているということで、これからもますますしっかりと子育て支援されることを町長に期待しておきます。

それと、防災行政無線につきましても、いろいろな故障のケースとか転入者のケースとかございまして、それぞれに対応されているとお聞きして、安心いたしました。

これからも、今おっしゃっていましたが次期防災行政無線の整備につきましても、できるだけ早く実現できるように進めていっていただきたいと思います。

以上で私からの質問は終わります。

議長（森本修司君）　　続きます、1番 勝島健君。

1番議員（勝島 健君）　　皆さん、おはようございます。日ごろは、町政の円滑な運営に取り組んでいただきまして、まことに御苦労さまでございます。町長におかれましては、公務御多忙の中、メディアにも積極的に出演していただきまして、川西町の宣伝に取り組んでいただき、まことにありがとうございます。これからは宣伝に値するまちづくりにも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

さて、質問に入ります。

まず、住民活動活発化への取り組みについてでございます。

最近の住民活動の課題は、青年・壮年層の参加が少ないことではないかと思えます。地元根づいて働く人が多かった昔と違いまして、働く世代のほとんどがサラリーマンやその他の形で町外に働きに出ることが多い最近では、ふだんの生活におきましても、地元・近所の結びつきが薄れ、たとえ休日・祝日であっても積極的に地元の住民活動に参加しようとする意識は少ないと思えます。

一方で、退職者などは近隣同士で集まって、自分の楽しみとしてはもちろん、地元の活性化のために何かやろうという意識を持っておられる方は決して少なくなく、どうすれば若い人たちに地元の活動に参加してもらえるか、苦心しておられます。堀議員の質問と多少重なる部分はあるかと思えますが、例えば防災活動を行ったといたしましても、住民にふだんから交流がないと、顔を見てもどこの誰かわかりませんし、国や自治体が期待する効果も得にくいであろうと想像されます。そのためにも、地域の住民活動は、なるべくあらゆる世代に参加させるようなものであるべきと考えます。

今後、町として住民活動の活発化にどのように取り組んでいかれる意向をお持ちであるか、お尋ねいたします。

次に、職員の勤務時間のシフト化についてであります。

公務員の就業時間は、川西町職員の場合、平日8時30分から午後5時15分まで、窓口は午前9時から午後5時までです。もちろん業務によっては残業もありますし、夜勤、休日出勤もしていただいております。しかし、住民サービスを考えたとき、本当にそれで十分でしょうか。職員を臨機応変に、柔軟に配置することで対応することもあってよいと思います。例えば現在運営されております東西の子どもセンターであります。先ほど申し上げました公務員の就業時間帯である平日午前9時から午後5時で基本的に運営されております。当たり前の話で

すけども、子どもセンターの利用者として主な対象である小中学生は、この時間帯は通常は就学時間帯あります。同じ8時間利用できるなら、子どもセンターは午後1時から9時ぐらいまででもよいのではないのでしょうか。あるいは午前中は開けなくて、管理費用を節約してもよいでしょう。実際、図書館やコスモスホールの運営は、水曜休みですが、土曜・日曜も運営されています。一般向け窓口業務に対しても、相変わらず午後5時以降や休日・祝日に開けられないかという意見は聞かれます。奈良市などは、昨年10月より、月2回の市民窓口休日開庁というのを試験的にやっておられます。

職員の就業時間を自在にシフト配置して、窓口対応時間を広げることによる住民サービスの拡充に対する町長の考え方を伺います。

引き続きまして、川西町消防団の指揮・運営についてであります。

先月2月の大雪は30年に一度の気象であったと、先日気象庁より見解が示されました。実際、車や徒歩での移動も控えなければならない状況であったと思いますし、町として防災無線で住民に移動を控える要請を出したのは、正しい判断であったと思います。

しかし、この状況を災害と捉える意識はなかったようで、その後は特段の対応がなされたようには見られませんでした。余り大騒ぎをすると、豪雪地帯の方々から鼻で笑われるかもしれませんが、小さいながらも、あれは川西町にとっては災害であったのではないかというのが私の認識です。冬になっても冬用タイヤを使用する習慣がないこのあたりの住民にとって、あの雪は自動車の使用をためらわせるに十分な状況でありましたし、実際そういった認識があったからこそ、外出を控えるようにとの指示であったと思います。

そもそも30年に一度のことに適切に対応することは難しい話ではあるのですが、町内の主な道路の堤防にかかる坂道部分だけでも、災害対策としての除雪作業ができたならよかったのではないかというのが、現時点での私の感想です。

さて、今般、奈良県内の消防組織の改編に伴いまして、川西町消防団の事務管理が町に戻されました。指揮権も含め、今後どのように消防団組織の運営をされていくつもりであるか、お尋ねいたします。

4つ目です。教育現場の荒れへの対応についてであります。

小中学校の荒れを多くの住民が心配しておられます。現場の教職員はそういったものにも大変心を配って対応されておりますが、本来の仕事への負担ともなっていることは間違いございません。現在、中学校に対しては、少人数学級編制ができるように、教員を加配する措置をとっていただいておりますが、それで十分とは言えないのです。

町あるいは教育委員会として、教職員の負担を軽減するために何か特段の取り組みを今後するつもりはないか、お尋ねいたします。

指定管理の評価についてであります。

現在、体育施設の指定管理がNPO法人である川西スポーツクラブに指定されて運営されており、平成26年度は3年契約の3年目であります。今のところ特段の評価はしていないという話を教育委員会事務局のほうから伺いましたが、今

後も指定管理を続けていくつもりであるならば、今後の契約に生かすべく、現在の委託契約終了までに積極的にこれまでの運営状況の評価作業を実施するつもりはないか、お尋ねいたします。

最後であります。結崎駅周辺開発の進め方についてであります。

結崎駅周辺の再開発について、進捗を担当課にお尋ねしたところ、駅近辺の住民を対象とした近鉄結崎駅周辺まちづくり懇談会と川西町近鉄結崎駅周辺整備連絡協議会が開催され、間もなくたたき台としての最終案を示す予定であるとお聞きしました。懇談会のメンバーを確認しますと、特定の自治会の代表者に限られており、広く川西町内全体の住民や利用者の意見を聞くのはこれからであると私は認識いたしました。

まず、今後の作業の進め方についてお尋ねし、次いで、計画は広い範囲にわたりそうになることが想定されておりますが、その実施に当たっては、今後計画されるもののうち重要なものから順次実施し、状況によっては不急になるものは実施しないなど、その実施が柔軟に対応することも考慮されているか、お尋ねいたします。

以上、6点でちょっと多いですが、よろしく御回答をお願いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） ただいまの勝島議員の各種御質問にお答えさせていただきます。

まず、住民活動活発化への取り組みについてでございます。

住民活動には、自治会活動、防犯活動、防災活動、ボランティア活動、スポーツ・文化活動、地域伝統芸能、老人会、婦人会、子ども会、消防団、自警団などさまざまございますが、勝島議員が御指摘のとおり、例えば役場が各種事業やイベント、講演会などを企画・実施いたしましても、青年・壮年層の御参加が少ないのが現状でございます。これらの年齢層の方は、ほとんどの方が就労されていると思われることから、なかなか地域のことにまで意識が届かないのが実情であると思われまます。

本町といたしましては、なるべくこれらの方々が興味を示していただけるよう、あらゆる活動について広報などで取り上げることで参加を促していくとともに、例えばイベントなどについては、御参加いただきやすい休日の開催などを進めてまいりたいと考えているところでございます。特に防災・防犯活動は、あらゆる層、世代が一丸となって取り組んでいただきたい活動であり、まずは本活動を主軸に、顔の見える近隣関係を再構築し、その他の住民活動の活性化につなげていきたいと考えておる次第でございます。

次に、職員の勤務のシフト化についてでございます。

まず、本町におきましては、現在のところ、開庁時間の延長は検討いたしておりません。住民票や戸籍などの交付については、郵便での請求が確立されております。また、本町は日直・宿直におきましても警備会社に委託せず、職員で行っていることを勘案いたしましても、現段階におきましては不要であるのではないかと認識しております。

その他の部門についてでございますが、川西幼稚園につきましては、職員の勤務時間と現状の乖離にかんがみ、30分程度開園を早める方向で検討を進めておるところでございます。また、勝島議員からお話ございました子どもセンターにおきましても、現在、シフト制を導入し、子どもたちの夏季長期休暇に合わせ、閉館を30分おくらせる措置を講じているところでございます。なお、子どもが利用できる時間は平日午後や土日・祝日であることから、今後はさらに拡大対応を検討してもよいのではないかと考えておるところでございます。

次に、川西町消防団指揮・運営についてでございます。

平成26年4月に奈良県広域消防組合が設立されるに伴い、昨年4月から、非常備消防団に関する条例の制定や給与の支払などの事務が川西町へ移管されました。勝島議員がお尋ねの指揮権を含めた今後の消防団組織の運営についてでございますが、町の担当課と消防団長を初めとした消防団幹部とで協議を進め、消防団事業の円滑な推進を進めてまいる予定でございます。

なお、火災現場などにおける指揮権につきましては、消防組合における指揮のもと、活動を実施することとされております。

先ほど大雪対策についてのお話もございましたが、今後は、議員の御指摘も踏まえながら、町民の安全安心を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次の教育現場の荒れへの対応についてと指定管理評価については、担当部局よりお答えさせていただきますので、結崎駅周辺開発の進め方について回答させていただきます。

まずは、これまでの取り組みについて御説明いたします。

平成24年度におきまして、結崎駅周辺整備構想の策定に向け、庁内検討委員会を立ち上げました。その委員会では、駅周辺の現状や課題を整理し、また、広く住民の意見をお聞きするために実施した町内全世帯を対象とした住民意向調査や、近鉄や奈良交通との協議で、住民の皆様や関係機関の意向把握に努めてまいりました。そうした意向把握や検討を重ね、駅前整備を行う上で基本となる近鉄結崎駅周辺整備構想を策定いたしました。

そして、本年度におきましては、この構想をベースに、自治会長や地権者など地元の方で構成する近鉄結崎駅周辺地区まちづくり懇談会と、県や警察など各関係機関で構成する近鉄結崎駅周辺整備連絡協議会を立ち上げ、本構想の問題点の洗い出しや課題の整理などを重ね、結崎駅周辺の整備実現に向けた最終的な計画である近鉄結崎駅周辺整備計画策定へと進めてまいりました。本計画は、住民全体の意向を反映し、また、各関係機関の御意見を反映したもので、この計画に基づく整備が、駅周辺の課題の解決と、ひいては駅周辺の魅力向上につながるものと考えております。

今後でございますが、策定した近鉄結崎駅周辺整備計画を広く住民の方々へ周知し、意見を求めた上で、できれば平成28年度から平成32年度までの5カ年計画で、国庫補助金を活用した整備を行う予定で準備を進めてまいりたいと考えております。整備を進める上では、事業効果や財政状況を見きわめながら、最重

要課題となる整備から優先的に進めていかなければならないと思っておる次第でございます。

駅前整備に関しましては、住民の皆様の利便性向上と安全・快適に御利用いただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（森本修司君） 山嶋教育長。

教育長（山嶋健司君） それでは、教育委員会所管となります2点、まず御質問にあります教育現場の荒れにかかわる対応状況についてお答えいたします。

昨今におきましての教育の現場から、学校教育における課題の多様化・複雑化、また、学校現場を取り巻きます社会環境の変化などに対応していかなければならないという現状から、教職員の負担が増加しているということは否めない現実であると感じているところであります。

議員御指摘の教職員への負担軽減に係る取り組みについてでございますが、小学校におきましては、国の基準では第1学年のみ35人学級となっておりますところを、本町におきましては、第1学年、第2学年において30人学級を実施していきますよう制度化いたしました。教員等の負担の軽減を図りまして、子どもたちに対しましてもよりきめ細やかな指導が行えるよう配慮を行っているところであります。

また、教職員のサブ的な人材といたしまして、臨床心理士、子どもと親の心の相談員、特別支援教育支援員、外国語指導支援員などを町費により雇用いたしまして、さまざまな課題を持つ子どもたちの支援に取り組みますとともに、教職員の附随業務の軽減を図っているところであります。

同じように、式下中学校におきましては、生徒指導に重点を置きまして、生徒指導担当教職員の授業を軽減すべく、臨時講師の配置について予算措置を行いますとともに、不登校対策指導員、小学校と同じように、子どもと親の心の相談員などを独自に配置いたしまして、教員の負担軽減となるよう取り組んでいるところでございます。

これからも教育委員会、学校、保護者、家庭とさらなる連携を密にいたしまして、教職員の負担軽減につながりますよう、支援に努めてまいりたいと考えております。御理解をよろしくお願いいたします。

続きまして、指定管理の評価についてでございます。

体育施設の指定管理者に指定している管理者に対する評価の実施についてでございますが、御存じのように、体育施設は、公募による選考で、平成24年度からNPO法人川西スポーツクラブを指定管理者に指定し、これまで2年間管理業務を行っていただきました。各年度の終了時には、指定管理に係る部分についての決算及び実施事業に係る事業報告を受けており、担当部局において、事業の取り組み状況、施設等の管理状況について確認を行ってきたところでございます。

また、適切な管理運営としていくために、月1回の開催を基本とした担当レベルの打ち合わせ、必要に応じて現場においての管理状況の確認を実施しております。

現在の川西スポーツクラブの状況について申し上げますと、クラブ会員数は、平成25年度においては総数701名、そのうち町内在住679名、町外22名と、約97%の方が川西町在住となっております。また、川スポの自主事業といたしまして、川西マラソン、カワスポフェスティバル、各種教室の新規開催等、高齢者から子どもに至るまで年齢に合わせたメニューをいろいろと考案いただいております、町にとっても非常に参加しやすい環境を整えていただいているところではあります。

これらは、社会体育の推進を初め、健康づくりの面においても寄与する取り組みであり、住民サービスの向上にもつながるもので、指定管理者として評価できるものであると思っております。

本年度は、指定管理3カ年の最終年となり、当該施設のあり方、管理運営のあり方について、委員会といたしまして再検討を行いますとともに、現在の指定管理者の3年間の管理運営状況についてのトータル的な評価を改めて行い、平成26年度中に指定管理者選定委員会におきまして指定管理者更新についての是非を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森本修司君） 勝島議員の持ち時間が過ぎましたので、引き続きまして、11番 芝和也君。

11番 議員（芝 和也君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、引き続き町長に質問いたします。

内容は、さきに通告してありますとおり、一人親対策についてであります。

町長初め理事者各位も御承知のとおり、今般のテーマであります一人親対策につきましても、本町でも福祉医療を中心に諸施策が積年取り組まれておりまして、関係する皆さんの支えとして有効に働いているものと心得ております。しかしながら、国民健康保険税や保育料、町営住宅家賃等におきましても、現行の仕組みでは、各人の所得がその算定基礎となっているために、一人親としては同じでありますけれども、法律上の結婚歴のあるなしによりまして、所得税における寡婦控除の適用の有無が分かれることになっていきますので、同じ年収でも、既婚の場合は納税額がおのずと膨らむことにならざるを得ません。結果、その分、本町が算定し、徴収しております国保税や保育料、住宅家賃等が仕組み上かさむこととなり、負担に差が生じているのが実情であります。

昨年9月のことでありますが、最高裁におきまして、親の事情により、子どもの遺産相続に関して民法上で違いが生まれていることは違憲であるという判断が下されました。これは、子どもにとっては選びようのない父母の関係を理由にして、子どもに不利益が及ぶ現行の事象を違憲とする判断からであります。このことは、町長も異論のないものと存じます。そして、これを受けまして、昨年末、遺産相続についての民法が改正されまして、親の結婚歴の有無に関係なく、子どもの相続分は平等となったことは、町長初め皆さんの記憶にも新しいものと存じます。

同様に所得税法等の改正も求められているところではあります。それを待つま

でもなく、全国の市町村の中には、この趣旨に沿って、既に取り組みを始めているところも生まれてきております。こうした取り組みは大いに参考になりますし、積極的に見習うべき取り組みと心得ます。

そこで、本町におきましても、触れましたように国保税、保育料、住宅家賃等では自ら料金を算定し、徴収しているわけでありますから、違憲判断の趣旨にのっとり、該当する一人親からの申請に対しましては、所得税における寡婦控除の適用がなされたものとみなして取り扱い、料金算定における違いの発生を防ぐべく、本町における取り組みの是正を求める次第であります。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） ただいまの芝議員の御質問についてお答えいたします。

芝議員の御質問は、婚外子が被る差別について、遺産相続分野については、昨年の最高裁の判決を受けて、嫡出子と同等の権利を受けることとなったものの、税法の分野では国の法整備がまだ進んでいないことから、町独自でできる範囲で対応を検討できないかという趣旨かと存じます。

つまり、婚姻歴のある一人親に適用される寡婦控除に関して、婚姻歴がなくても子どもを育てている一人親に対しても、寡婦控除が受けられたとみなして所得計算をし、各種住民サービスが受けられるように、みなし適用という方法で対応できないかということであると理解しました。

寡婦控除とは、簡単に申し上げますと、死別・離婚してから結婚していない人が子どもを育てている場合に受けられる所得控除制度でございます。昭和26年の創設時の目的から変遷はしているものの、制度の趣旨として、一人親家庭は平均して苦しい家計状況にあることから、本件所得控除制度を適用し、経済的な救済を行おうとしたものであると理解しております。

ただ、現時点では、婚姻歴のない未婚の一人親は控除の対象にはなっておりません。本件につきましては、家族制度や戸籍制度といった国の形が問われることであるとか、個人の選択の結果であるとか、または子どもの権利を保障すべきだなど、各種御意見が出る問題かと存じます。また、国全体で検討がなされるべき問題であり、本当に必要となれば、国で税制改正もされるわけございまして、それを待って対応してもよいのではないかという意見もあるかとは思われます。

ただ、婚姻歴の有無で税金を支払うことのできる能力に差が生じるわけではございません。一人親支援制度の中で、未婚の親だけが制度の対象外となることは合理的ではないと思いますし、やはり本件控除制度の趣旨から、平等な取り扱いが必要であると私は思います。

私は、「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」を公約として掲げてまいりました。どのような状況、立場であれ、今後も子育てしている方々を応援してまいりたいと考えております。

そこで、本件の御提案につきましては、既に導入されている他市町村の事例を参考に、対象者、所得制限、対象事業範囲、手続、実施時期など、検討すべき点はいろいろございますが、前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 法制定からの制度の趣旨等について、今、町長から詳しく説明がありまして、この件に関して、町長御案内のとおり、各方面で、家族制度のあり方とか個人の選択ですとか国で決める問題ですとか、各種意見が出ているというのもそのとおりだと思います。いずれにしましても、結論としては、町長御自身、今お答えいただきましたように、状態が同じならば平等に扱いたいと、こういうことでありました。詳細についてはこれから検討していくということですが、現に福祉・医療の分野ですとか、一人親の問題で各種取り組みが実施されています。それぞれの制度は、婚姻の有無に関係なく、実情が一人親で育てているという方が対象になっていることから、今の町長の所得税法上の寡婦控除がみなされたとして算定基礎を置いていきたいということは、至極当然、合理的なお答えであると、私も同感であります。

ぜひ詳細を検討していただきまして、早期の実務取り扱いを行っていただきたいと存じます。

今、町長のところでの方向性は出されましたので、具体的にどう進めていくかということはいずれからかもわかりませんが、その辺、今後の取り組みとして今どのように考えておられるか、事務調整は年度内の話になるのか、そこら辺、いま一度お答えいただきたいと存じます。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） 先ほども御説明させていただきましたとおり、方向性としてみなし適用を導入することにしておりますけれども、まだまだ方向が示されただけでございます。他の市町村の動向、また本当に必要な仕組みなどはまだまだ研究していく段階でございますので、今後そういうものが決まっていきましたら、議員の皆様にご説明させていただきたいと思っておりますので、その辺でよろしく申し上げます。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 方向を示したということでありました。実施に向けていろいろ取り組みがあるかと思いますが、県庁所在地の市町村を中心に既に取り組みされておりますし、基本的にはそのぐらい大層な話ではないかと存じます。所得を出す場合に寡婦控除の計算を入れればいいだけのことで、該当する申請者に対して、その場で、現場でわかるわけですから、いずれにしましてもその辺の事務作業だけになるかと思っておりますから、そのぐらい時間を要する問題でもないと思っておりますので、ぜひ積極的に進められまして、事務の取り扱いを始めていただきますように重ねてお願いを申し上げます。質問とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（森本修司君） これをもちまして一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第5、報告第1号、専決処分の報告についてより、日程第30、議案第25号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。
お諮りいたします。

日程第5、報告第1号、専決処分の報告について及び日程第6、議案第1号、平成26年度川西町一般会計予算についてより、日程第13、議案第8号、平成26年度川西町水道事業会計予算についてまでの報告1件、議案8件の9議案を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、一括議題といたします。
当局の提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) それでは、これより、今議会に上程いたしました平成26年度当初予算案を初めとする議案の提案要旨について御説明いたします。

御審議をお願いするに先立ちまして、町政運営に取り組む私の所信をまずは述べさせていただきます、議員の皆様を初め住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

その前に、まず報告事項がございますので、先に御報告を申し上げさせていただきます。

報告第1号、専決処分の報告についてでございます。

これは、平成24年6月議会におきまして議決をいただきました川西小学校改築工事のうち校舎棟他改築工事に係る設計変更に伴い、契約金額を9,719万6,200円増額するもので、町長の専決処分事項に関する条例に基づき専決処分させていただきましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会へ報告するものでございます。

それでは、次に、平成26年度における主要施策を中心に、私の所信を申し述べさせていただきます。

私は、今年の8月に、町民の皆様からの力強い御支援と御支持を賜り、川西町政を担わせていただくことになりました。これもひとえに私を御支援いただきました町民の皆様のおかげと、改めて感謝申し上げる次第でございます。

また、就任後7カ月、町長という職責を通して、改めてその職責の重さを日々痛感するとともに、町政運営に関しての理解も進み、町民の皆様のお期待に全力でお応えしたいと、決意を新たにしているところでございます。

本日上程させていただいております平成26年度予算案は、町政への思いとして掲げさせていただきました4つの活力プランの取り組みの第一歩となるものでございます。改めまして皆様方の御理解、御支援、御協力を賜りますことをお願い申し

上げる次第でございます。

さて、平成26年度の我が国経済は、消費税の引き上げに伴う駆け込み需要の反動減には留意が必要でございますが、経済対策などの諸施策の推進などにより、年度を通して見れば、前年度に続き堅調な内需に支えられた景気回復が見込まれ、好循環が徐々に実現していくと考えられます。

物価につきましては、前年度より上昇率が高まり、消費者物価は3.2%程度、GDPデフレーター上昇率はプラスになると見込まれるなど、労働市場の引き続き改善を伴いながら、デフレ脱却に向けた着実な進展が見込まれております。

このような状況の中、本町におきましては、これまで行財政の健全化と効率化を中心とした歳出削減の積極的な取り組みにより、財政指標面では比較的健全な財政運営を維持してまいりました。経常収支比率は、平成23年度の86.9%から平成24年度の81.4%、実質公債費比率は、平成23年度の16.1%から平成24年度の11.6%と、ともに改善の状況でございます。

しかしながら、今後の財政状況を考えますと、歳入面では、現役世代人口が年々減少していることから、個人住民税は減少傾向にあり、固定資産税につきましても、地価の下落により減少傾向にございます。また、法人住民税につきましても、景気の影響に大きく左右される状況にございます。地方交付税につきましては、国の財政状況により、減りこそすれ、増える見込みは少ないと考える必要がございます。

一方、歳出面におきましては、高齢世代人口の増加により社会保障費が年々増加しています。また、今後は公共施設や道路、橋といったインフラ設備の更新費がかさんでくることが予想されます。

以上、将来憂慮すべき状況を踏まえ、新年度の予算編成の基本的考え方といたしましては、経費についてはよく精査し、事業を行うに当たっては、国や県の補助事業などのうち、少しでも有利かつ有効に活用できるものは、積極的にその獲得に努めてまいりたいと思っております。

そして、私が選挙公約で申し上げました「人・企業にとって魅力あるまちづくり」「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」「安心して暮らせるまちづくり」「住民参加で開かれたまちづくり」の4つの柱をもとに、財政の健全化に留意しながら、結崎駅前の周辺整備、企業誘致施策、福祉タクシー利用対象者の拡充などの施策など、住みやすいまちづくりを目標に、積極的に予算を編成させていただきました。

さて、このように編成いたしました結果、歳入の部におきましては、町税収入は平成25年度から3,194万円減の11億5,771万円を見込んでおります。この主な内容は、町民税において、個人町民税で363万円の増、法人町民税では4,094万円減の5億514万円を見込んでおります。地方消費税交付金におきましては、消費増税に伴い2,160万円増の9,860万円を見込んでおります。地方交付税につきましては、昨年と同等の12億円を見込んでおります。

一方、歳出につきましては、34億2,869万1,000円と、川西小学校建設工事費の減並びに唐院小学校跡地売却費のまちづくり基金への積立額の減により、平成25年度予算に比べて約24億3,712万円1,000円の減となっております。

す。

今後も引き続き行財政の健全化と効率化に配慮しながら、駅前周辺整備事業、唐院工業団地周辺への企業誘致など、課題としている事業に取り組んでまいり所存でございます。議員各位並びに住民の皆様方の一層の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

それでは、これより新年度予算の概要について御説明申し上げます。

お手元に配付させていただいております「平成26年度当初予算案の主要施策の概要」に基づき、御説明させていただきます。

2ページをお開きください。総務部関係の予算でございます。

まず、「2 広報事業の推進」でございます。

4つの柱のうちの1つでございます「住民参加で開かれたまちづくり」を掲げているとおり、町の施策について周知を図り、住民の皆さんの理解と信頼の上での町政運営を進めることは大変重要であり、このため、広報紙については、内容の充実と見やすい紙面づくりに努めております。また、ホームページを通じた広報活動も進めております。

次に、「4 企画事業の充実」でございます。

平成24年11月から運転しておりますコミュニティバス・川西こすもす号を本年度から本格導入する経費並びに車両更新に要する経費などを計上しております。

次に、「5 基幹システム共同化の推進及び情報システムの充実」でございます。

町の業務において情報通信技術はもはや欠かせないものとなっています。住民票発行や税金事務などを処理する基幹業務システムを複数の自治体で共同利用することにより、システム運営経費を削減するとともに、個人番号制度の実施に係るシステム改修費などを計上しております。

次に、「7 企業立地促進事業」でございます。

唐院工業団地周辺を産業用地として活用するためのインフラ整備のための設計に要する経費、川西町に立地していただいた企業への奨励金の交付に要する経費を計上いたしました。

次に、「9 駅前周辺整備事業」でございます。

平成25年度に引き続き、近鉄結崎駅周辺整備事業といたしまして、整備関連事業の委託に要する経費を計上いたしました。

次に、「10 消防防災対策の推進」でございます。

災害から住民の命と財産を守るため、消防施設及び装備を充実し、消防体制の強化を図るとともに、非常食、毛布などの災害用物資の備蓄、防災訓練を実施いたします。また、引き続き防災行政無線を維持運営し、防災情報、災害時の緊急通報の確保を図ります。

4ページをお開きください。福祉部関係の予算でございます。

まず、「1 地域福祉の推進」でございます。

地域住民の参加と行動による住民主体の福祉を目指すため、その活動の要となる社会福祉協議会に対して運営補助を行うとともに、このたび、福祉タクシーの利用対象者を拡大し、制度の充実を図り、各種地域福祉事業を展開してまいります。

次に、「2 障害者福祉の推進」でございます。

障害の程度にかかわらず、安心して、自立した日常生活を営むことができるよう、支援を行ってまいります。また、障害者総合支援法及び児童福祉法により、より多くの方々が公平かつ適切な福祉サービスを受けられるよう、事業展開を行ってまいります。

次に、「3 高齢者福祉の推進」でございます。

長寿をお祝いする100歳の祝い、結婚50周年を迎えられた御夫婦への記念品贈呈事業を継続して実施いたします。また、高齢者の方が安心して生活していただけるよう、養護老人ホームなどへの措置経費などを計上いたしました。

次に、「4 児童・母子福祉の推進」でございます。

深刻な少子化問題への対応といたしましては、子育て不安の解消を目指すことが大切であり、支援対策といたしまして、長時間保育や障害児保育の促進のための助成などにより、保育サービスの充実を図ります。

次に、「5 臨時福祉給付金給付事業」でございます。

消費税率の上昇に伴う低所得者に対する社会保障として、町民税非課税者に対して臨時福祉給付金を支給します。

次に、「6 福祉医療対策の推進」でございます。

障害者、一人親家庭、乳幼児などの健康の保持と増進を図るため、医療費助成を引き続いて実施いたします。

6ページをお開きください。

「12 健康づくりの推進」でございます。

住民の健康維持向上のため、各種予防接種やがん検診、乳幼児健診を初め、健康に関する相談事業などを実施するとともに、地域医療の確保のため、国保中央病院への運営負担金のほか、救急医療の病院輪番制、休日応急診療所、産婦人科一次救急に係る経費の負担を行います。

また、安心して妊娠出産ができますよう、妊婦健診に係る費用の負担を引き続き実施するとともに、今般新たに子どもを対象としたインフルエンザワクチン接種費用の一部助成を実施する所存でございます。

さらに、健康寿命を延長する取り組み推進モデル事業を県の委託を受けて実施する所存でございます。

8ページをお開きください。

「17 環境衛生の推進」でございます。

廃棄物の適正処理と減量化を図るため、資源ごみ分別収集につきましても、引き続きその定着を図ってまいります。また、町内の清掃活動助成を継続いたしますとともに、大型ごみのリクエスト収集を継続いたします。

次に、「18 人権施策事業」及び「19 人権文化センター等運営事業」でございます。

あらゆる差別撤廃に向けた人権啓発に引き続き取り組むとともに、住民交流、地域の福祉の拠点ともなります東西両人権文化センターなどの経費を計上しております。なお、人権文化センターにつきましては、平成26年度中に今後のあり

方などについて検討してまいりたいと考えております。

10ページをお開きください。

まず、「1 農業基盤の整備」「2 農業振興」「3 商工業の振興」でございます。

井堰などの農業基盤の整備、結崎ネブカの地域ブランド推進のための経費、新規就農者の支援事業、商工会の運営補助といった費用を継続して計上いたしました。

次に、「4 道路整備の推進」「5 公営住宅管理事業」でございます。

道路維持補修事業、橋梁長寿命化対策事業、道路新設改良事業、公営住宅管理事業等に引き続き取り組んでまいります。

12ページをお開きください。

「1 学校教育の推進」でございます。

将来の川西町を担う幼稚園児、小中学生のための学校教育の推進でございます。学校、幼稚園の管理運営につきましては、新年度は小学校の生徒数が443名、幼稚園の園児数が110名、さらに式下中学校では全校生徒364名、そのうち川西町としては212名の生徒数が見込まれ、それぞれ管理費または分担金を計上しております。

次に、「3 生涯学習の推進」でございます。

各種講座、文化祭、文化教室の開催費用並びに本町の文化活動の拠点となる文化会館の管理運営費を計上しております。

次に、「4 文化財保存事業の推進」でございます。

島の山古墳整備に係る基本構想作成業務に要する経費などを計上しております。

次に、「5 ふれあいセンターの運営及び図書館の充実」「6 社会体育の推進」「7 子どもセンター運営」でございます。

各施設の管理運営費のほか、体育施設の指定管理委託料を計上しております。

以上が一般会計予算の概要でございます。

続いて、各特別会計について御説明を申し上げます。

議案第2号、国民健康保険特別会計予算についてでございます。

国保会計につきましては、療養給付費、高額療養費、後期高齢者支援金などの増加の見通しから、歳入歳出総額は対前年度6,471万円増の総額11億4,997万円を計上いたしております。

次に、議案第3号、後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

当会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金などの減少により、対前年度604万円の減、予算総額は1億658万円を計上いたしております。

次に、議案第4号、介護保険事業勘定特別会計予算についてでございます。

当会計につきましては、前年度に予算化しておりました地域密着型サービス施設の減、介護サービスの利用の増加に伴う給付費の増により、対前年度675万円の増、予算総額7億4,517万円を計上いたしております。

次に、議案第5号、介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算についてでございます。

当会計におきましては、ぬくもりの郷におけるデイサービス及びグループホーム事業に要する経費を計上しております。通所介護サービスの減少により、対前年度1,497万円減の、予算総額1億1,416万円を計上いたしております。

次に、議案第6号、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。

本事業につきましては、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において債権回収を行っており、組合により回収された貸付金を返戻金として受け入れております。当会計の予算として、過去の貸し付けに係ります公債費など、対前年度132万円の減、予算総額823万円を計上いたしております。

次に、議案第7号、公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

公共下水道につきましては、昭和52年の事業認可以来、ほぼ全域において整備は行き渡ったところでございますが、当初の整備からは30年以上が経過しております。今後は、老朽化した下水道管を中心に調査・分析を行い、長寿命化計画を策定し、下水道管の改築・更生を実施する必要があるとございます。予算といたしましては、この長寿命化計画策定の委託料などを計上しており、公債費の減と差し引きし、対前年度672万円の減、総額3億3,152万円を計上いたしております。

次に、議案第8号、水道事業会計予算についてでございます。

上水道事業につきましては、給水戸数3,400戸、年間総給水量100万立方メートルを予定し、水道事業収益2億4,279万円、水道事業費用は2億7,172万円、資本的収入0円、資本的支出6,558万円を予定しております。

以上が、平成26年度川西町一般会計、特別会計及び水道事業会計の予算案の概要でございます。

平成26年度におきましても、乳幼児対策、高齢者対策、まちづくりなどの諸課題に対しまして、より一層将来を見据えた長期的な構想のもと、町政の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

以上です。

議 長（森本修司君） 町長の説明が終わりました。

お諮りいたします。

日程第5、報告第1号、専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定により町長より説明があり、本件は報告事項でありますので、御了承願います。

続きまして、日程第6、議案第1号、平成26年度川西町一般会計予算についてより、日程第13、議案第8号、平成26年度川西町水道事業会計予算についてまでの総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、3番 伊藤彰夫君。

3番議員（伊藤彰夫君） 平成26年度の一般会計予算の島の山古墳事業について質問いたします。

島の山古墳は、約200メートルの前方後円墳で、その規模は、奈良県では19番目の規模に相当すると言われております。川西町の大きな文化遺産であり、大切に保存するとともに、魅力あるまちづくりに生かすべきと私は考えています。

先日の平成24年度の川西町教育委員会事務事業評価ではC評価ということになっておりまして、今後さらに重点化すると加えられております。

25年度の予算には設計委託費が計上されていましたが、実施されていないように聞いております。平成26年度予算では、改めて基本構想作成委託費が計上されております。これにつきまして、その理由と、川西町のシンボルとも言える島の山古墳を今後どのようにして魅力あるまちづくりに生かしていくのか、本町の考えをお尋ねいたします。

議長（森本修司君） 栗原次長。

教育次長（栗原進君） 私から報告させていただきます。

島の山古墳事業費についてでございますが、まず、今までの経緯を説明させていただきます。

島の山古墳整備につきましては、調査の実施を平成14年度より始め、周濠部、墳丘部発掘・保存処理を行ってまいりました。その間、整備計画を立てるべく、島の山古墳整備検討委員会を立ち上げ、審議を重ねてまいりました。当初の整備計画は約13億円と計画しておりましたが、財政事情等から、平成21年度に実施可能案として3億3,000万円の構想が委員会で検討されました。

その後、24年度までは川西小学校の改築事業を先行いたしておりまして、平成25年度からは、川西小学校の改築事業も一定のめどがついてきたことにより、島の山整備事業に取りかかるべく、基本構想作成委託費を計上させていただきましたが、現構想案は当初より十数年を経過しているものであるため、この構想の修正では、国の基準などが変わったことから、補助の対象とならないこと、また、現在での地域住民の意見をお聞きし、再度島の山古墳整備検討委員会で修正を行うことが必要となったことなどを考え合わせ、1年先送りとし、住民のニーズに合った整備を行ってまいりたいと考えております。

議員がおっしゃるように、川西町の大なき文化遺産であり、シンボルでもある島の山古墳につきましては、地域の御意見も参考とさせていただき、町のシンボルとなるような整備を行ってまいりたいと考えております。

以上、御理解、御協力賜りますようお願いいたします。

議長（森本修司君） 伊藤議員。

3番議員（伊藤彰夫君） 島の山古墳整備については、これからいろいろ意見を聞いて、取りまとめて進めていくとお聞きしました。将来にも残る大きな歴史遺産ですので、素晴らしい整備をされることを願っております。

以上で終わります。

議長（森本修司君） 1番 勝島健君。

1番議員（勝島健君） では、質問させていただきます。

川西町の下水道の取り付け工事費の公費負担についてお伺いいたします。

川西町の下水道事業は、本管布設が既に終了し、現在は維持管理が主な業務になっているとお聞きしています。しかしながら、新規の下水取り出し工事の見込み費用が、これらと同じように本年度も計上されています。

下水の接続というのは、下水道管から取り出し管と公共汚水ますの設置のこと

であります。水道で言えば、本管からの分岐管の設置と水道メーターの設置がこれに当たると私は考えます。水道の場合、これらの費用は全て利用者負担ですが、加入分担金を払って水道メーターをもらうことになっています。水道メーターは、通常、私有地内に設置されますけれども、それは決して水道メーターが加入者の所有物というものではありません。下水の接続も公共汚水ますというものを設置しますが、これはあくまで特定の利用者が使用するものであります。この設置費用が、現在全て公費負担であります。

つまり、現在において既に下水本管がある程度の距離まで布設されている場合でも、そこに接続する工事は特定の利用者のためだけの工事であるにもかかわらず、公共工事となっております。これは、対象が事業であっても変わらないようです。

川西町内の下水道普及率は県下でも高く、町の下水道本管布設工事に伴って、各家庭に無償で取り出し管と公共汚水柵を設置してきたことによるところが大きいと思われまます。

しかしながら、町内の下水道本管の布設工事が既に終わったにもかかわらず、そういった工事に伴わない取り出し管及び公共汚水柵布設工事が、年間の件数は必ずしも多くはないのですが、長い間公費負担で実施され続けているようです。これらの工事は、いただいた資料によると、安いもので20万円台から高いもので80万円を超えるものがあります。それにかかる費用は、状況によりいろいろであると思います。比較すべき資料は手元にございませぬけれども、本管布設工事とともに行う工事に比べて高いであろうことは疑うべくもありません。

川西町の公共下水道の供用開始は昭和55年9月と古く、新たな下水本管の布設もありません。既に布設済みの下水本管への工事は、利用者負担とするか、あるいは負担が公平となるように加入分担金なるものを徴収すべきではないでしょうか。調べた工事の中には、別の住人ではあるでしょうけれども、以前も住宅であり、既に下水の接続がされていたはずであろうと思われる場所への工事も含まれておりました。下水道本管設備へ無償で取り出し管と公共汚水柵をつけてもらった場合でも、再工事で追加の汚水柵をつける場合は有償であるというのが当時からの方針であったと記憶しております。川西町は、既に予定された下水道本管布設の工事も終了し、下水道普及率も高く、今さら普及の推進という段階ではないと考えます。

下水道法により、下水道供用開始の工事がなされた区域に新しく住宅を建設する場合、下水に接続するのは義務になっております。下水道の接続工事も水道と同じく利用者負担で問題はないかと思えます。下水道事業債もまだまだ残っており、今後の一般利用者の負担を少しでも軽減するためにも、下水道取り出し管の工事が完全な公費負担でなく、利用者にも負担を求めていくつもりはないか、お伺いいたします。

議 長（森本修司君） 福本部長。

水道部長（福本哲也君） 下水道の取り付け工事については、川西町下水道条例第10条において、「公共下水道に下水を流入させるために町が設置する公共下水道の

取付桝及び取付管の流入箇所数は、1つの敷地につき一箇所とする」となっています。また、下水道法第3条で、「公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする」となっております。また、県下において取付け工事費を利用者負担としている自治体は、今のところございません。

今後、関係法令が改正された場合等については、検討いたしたいと考えております。

以上です。

議長（森本修司君） 勝島議員。

1番議員（勝島 健君） まだ県下において全て公費負担としていると言われておりましたけども、川西町は、先ほども申し上げましたとおり、下水道の供用開始がかなり早く、県にいただいた資料によりますと、普及率は一番であります。全国状況もちょっと見ましたところ、下水道布設に関しても加入分担金というのを取っている自治体もないことはありません。

先ほど申し上げましたとおり、既に下水道が通っているところに新しく下水をつなぐという工事はおおよそ高くなりますので、それが必ずしも負担の公平化とはならないと思いますので、今後時期を見て見直していただくことを考えていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（森本修司君） 11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、第1号の一般会計並びに第6号、住宅新築資金等貸付事業特別会計、第8号、水道事業会計のそれぞれの新年度予算についてお尋ねをいたします。

順次質問いたします。まず、第1号議案、一般会計であります。その1つ目に経済対策であります。

今般、消費税の引き上げが4月から始まりますけれども、その救済策として、先ほど町長の説明でもありましたとおり、臨時福祉給付金なるものが1回に限りまして取り組まれることになってはいますが、負担が上がるから、その救済策ということで実施される給付金が1回限りというこの取り組みについて、町長自身どのようにお感じになっているか、率直な感想をお聞かせいただきたいと存じます。

また、今後の経済状況も含めまして、日本の基幹税である所得税が、収入に応じた形で負担している応能負担になっていた税の仕組みから、間接税の負担比率がどんどん上がってきまして、基幹税の比率が大体フィフティ・フィフティぐらいに近づきつつあるのが現状であります。こうなるとまいりますと、その性質上、おのずと所得の低い人ほど税の負担率が重くなるという逆進性の著しい間接税、消費税などがだんだんと比率が上がってくるということになりますので、そういう点では、累進ではなく逆進性が高い、そういう税率になりますので、住民の暮らしの安定をあずかる町長とされましては、地域経済が被る影響、そういうことも十分分析なさる必要があると存じますが、その辺、どのように見ておられるのか。地域経済に与える影響、そしてまた、それを受けての手だてとしては

議 長（森本修司君） 町長。
町 長（竹村匡正君） ただいまの芝議員の御質問にお答えいたします。

まず、経済対策についてでございます。

今年の4月より消費税率が8%へと引き上げられる施策の背景として、年々増加する社会保障費を中心とした歳出の増大による日本の財政赤字の拡大を解消しなければならない、将来世代に対して大きな負担を引き継がないようにしなければならないということが挙げられるかと思えます。つまり、財政赤字の拡大を解消するに当たっては、財政支出を削減するか税収を上げるしか方法はないのですが、社会保障費を中心とした財政支出の削減がなかなか難しい以上、税収を上げていくしか方法がないのが現状だと思えます。そして、税収を上げるには、景気をよくするか増税を行うかの2つの方法があるのでございますが、景気対策としてアベノミクスが一方の増税については消費税率の引き上げが対応法としてとられたわけでございます。

消費税は、所得の少ない人ほど税負担が重くなるという、いわゆる逆進性の問題があると言われておりますが、課税対象が広く、税逃れが困難であること、かつてクロヨンなどと、サラリーマンが9、自営業者が6、農林事業者が4として課税所得の捕捉率に対する業種間格差に対する不公平感が言われておりましたが、これを是正する措置であるということ、また、少子高齢化が進んでいる中、所得税ばかりに税収を求めると、現役世代が負担を背負い切れなくなるといったことから、消費税に税収を求めるのはやむを得ないのではないかと私は思っております。

そこで、消費税率の引き上げに対し、所得の低い方々に与える影響にかんがみ、暫定・臨時的な措置として、要件を満たす対象者に対し、臨時福祉給付金が給付される予定となっております。支給される金額については、国において試算した消費税率の引き上げによる1年半分の食料品の支出額の増額分に相当するものとされており。また、子育て世帯に対しては、要件を満たす世帯に対し、子育て世帯臨時特例給付金が加算されております。

一方で、生活必需品を中心に軽減税率の導入を求める意見もござい。しかしながら、高所得者層も生活必需品は購入するため、いわゆる逆進性の問題の解消にはつながらないし、適用範囲をどうするのか、事務コストもかかりますし、事務も煩雑になることから、今般の臨時福祉給付金、子育て世帯臨時給付金といった給付つき税額控除制度が所得の低い方々への対応としては有効な手段であると私は思っております。

また1年半後、さらに消費税率の引き上げがなされるのであれば、1回限りの措置とはせず、消費税と一体とした措置として恒久的に対応していただければと私は思っております。

さらに、この給付つき税額控除制度については、フローとしての所得は低いものの、ストックとしての資産のある方々については支給される可能性があることから、今後は資産のある者に対しては適用除外となるなどの仕組みを検討してい

ただが必要があると思っております。

以上が私の感想でございます。

次に、地域経済への影響についてでございますが、消費税率の上昇前の駆け込み需要に伴い、上昇後の反動による個人消費の落ち込みが懸念されますが、国による施策として、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の負担、自動車取得税率の引き下げ、住宅ローン減税の拡充などが実施される予定でございます。

川西町には2つの工業団地があり、家庭消費の落ち込みに伴う生産活動の縮小が懸念されます。このためにも、今議会において条例の改正をお願いしております企業誘致をさらに推進し、川西町の経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

11番議員（芝 和也君） 臨時福祉給付金の取り組みの感想としては、負担が上がる分、それらの対象となる皆さんの救済策としては有効と見ているということであったかと思えます。ただ、町長も述べられましたように、そういう点で実施するならば、恒久的にやってこそ意味があるかと思えますけれども、1回限りという取り組みになってきますと、何のための福祉給付金なのかという疑問は町長もお持ちであろうと思えますし、その辺は私も危惧しているところであります。

町長お述べのように、影響としては、消費税が上がることによって経済活動が疲弊していくということは十分心配される、そういう点で地域経済をどう活性化させていくかということが取り組みの中心になってくるというお話であったかと思えます。そういう点で、町の企業立地の条例も改めて各方向で力を入れていこうということでありました。その辺は、やっぱり地域経済を盛り立てながら——国の方向もそういう方向になっていくのが本来のあるべき姿だと思いますけれども、今のところは、やっぱり経済が萎縮していくような感じにならざるを得ないので、私は心配しているところであります。

それはそれとしまして、自治体の取り組みとしては、地域経済をどう活性化させていくか、そこがポイントになるかと思えます。今般提案の議案はありますけれども、加えまして、やっぱり個人消費を増やしていくということですから、町内で考えますと、竹村町長とは就任なさった昨年9月議会でちょっと議論したかもわかりませんが、従前から述べておりますように、町内での個人消費を増やしていく、そうなるかと思えますと、リフォームとか、電力の問題で太陽光パネルの設置でありますとか、そういった方面での一般的な家の増改築等々、リフォームが行われております。県の取り組みでも、そのときに補助制度があったりなかったりしているんですけれども、そういったリフォームを手がける取り組みは、経済効果としては、地方自治体が取り組む地域活性化策の中では、大体自治体が一部補助します投資額の全国平均で見ると、3倍から5倍ぐらいの経済波及効果が生まれているのが実情でありますから、全国的にはこういった取り組みに力を注ぐ自治体も近年増えてきているのが実態であります。

本町の場合、町内でのそういった業者さんが少ないということもありまして、なかなかそこら辺が、住宅リフォームをするにしても、県内や県外、いわゆる町

外の業者さんを通じての工事ということも少なからずあろうかと思えますけれども、そこら辺の整理は必要ですけれども、やっぱり自治体の取り組みとして、今般企業立地の優遇措置をお考えになったように、そういった個人向け施策として、町内の地域経済活性化に結びつく一部負担金といいますか、工事費の一部を助成することによって個人負担が少なくなり、かつ町内業者さんを利用することによりまして業者さんの仕事が増えて、地域で回るお金の還流が一層増していく、そういう経済波及効果でありますので、自治体が取り組むべき課題ではなからうかと存じます。

地域経済活性化策として経済問題で視点をお持ちでありますので、ぜひ取り組みを鋭意検討願いたいと思いますが、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員も御認識のあるとおり、太陽光パネルやリフォームといった件に関しましては、町内業者が少ないこともございまして、日本国全体で考えれば経済波及効果は多いのかもしれませんが、川西町に限って言えば、そう効果がないのではないかと認識しております。

そういうこともございまして、本件につきましては国のほうで施策をとっていただきたいと思っておりますので、私としては、地域経済の活性化については企業誘致を進めてまいるということで、それに伴いまして、誘致された企業並びに働かれる職員の皆様向けの業者・施設などが増えればという形で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 一般会計の2点目として、太陽光パネル等自然エネルギーの問題についてお尋ねをいたします。

従前から議論を進めていますけれども、本町の既存の各庁舎、これらの太陽光パネル設置の活用策について、森田さんが副町長になられてからか、その以前かわかりませんが、取り組みの方向性として体育館の屋根の活用等はお示しをいただいていたけれども、いわゆる庁舎の既存の屋根の活用策、この辺についてはいかがお考えでありましょうか。

また、個人向け施策、普及策として、そういった自然エネルギーの活用策として手だてをどう考えておられるか、その辺の取り組みについて、方途があれば現状をお示しいただきたいと存じます。

それと、自然エネルギーの普及に対してでありますけれども、原子力発電所福島原発の事故が起きてから、国民全体の意識も大きく変わってきているところでもありますけれども、原子力エネルギーから、いわゆる再生可能エネルギー、自然エネルギーのほうにエネルギーそのものを転換していこうという取り組みが、皆さんの意識の中に大きくあらわれてきているわけでもありますけれども、その辺のエネルギー転換政策について、町長御自身はどういう御所見をお持ちか、お聞かせいただきたいと存じます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 平成25年9月議会においてもお答えいたしましたとおり、将来的なエネルギー資源の枯渇や原子力の脆弱性、また、1つのエネルギーではなく、多種多様なエネルギーを活用するエネルギー安全保障などを勘案いたしますれば、自然エネルギーへの転換は今後も進めていくべきであると認識しております。

しかしながら、庁舎屋根などの活用につきましては、以前も申し上げましたとおり、景観の問題や老朽化の問題など各種問題がございますので、今後も検討していくことかなと思っております。

また、個人向け支援策につきましては、既に奈良県や経済産業省において補助制度を設け、補助金の交付を実施しておりますので、その制度を活用していただければと考えております。

あと、再生可能エネルギーへの転換策についてでございますが、まず、個人個人がエネルギー消費を抑えるライフスタイルへの転換が必要ではないかと考えております。役場におきましても、冷暖房の温度設定を調整したり、夏のエコスタイルなどを実施しておりますが、今後さらに省エネ・省資源を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 庁舎の活用については、検討課題ということでありました。重ねての質問に重ねての答えで、いずれにしても耐久性、対応能力があるのかなのか、その辺が問題だという点でありますので、それを含めて検討していくということでもあります。ならば、どの程度それが可能なのか、使えるものなのか、使われないものなのか、そういう屋根の活用ができるか否かについても、検討するという事は、それが使えるか使われないかを明確にさせていって、あかんものはあかんということで方向性も見出していかんとあかんと思っておりますので、その辺、検討されるということでもありますから、ぜひそこを具体的に精査できるだけの調査等の具体化も進めていただきたいというふうに存じます。

それと、あわせて個人向け普及策、個人向け支援策については、国・県の諸施策の活用をとということでもあります。これがずっと続いていきますと、それなりに効果は出てくるかと思えますけれども、県もいろんな形で取り組みをしていますが、新年度からは、従前あったような取り組みに対する直接の補助みたいな形は引き上げるようでもあります。その辺、町長御自身、エネルギー転換はやっぱりやっつけていかなあかんという認識でありますし、省エネ対応のライフスタイルを確立していかんとという意識でありますから、やっぱり普及促進を進めていこうという体で言いますならば、自治体としての取り組みも持つべきではというふうに思います。

直接の補助もありますし、これも以前発言しておりますけれども、市民発電所というような形で、意識の高い皆さんが積極的に投資するような形で市民発電所を建設していったら、自然エネルギーの普及促進につながる取り組みも自治体の取

り組みの一つでありますから、そういった方向でいろいろな方法はあろうかと存じますので、その辺、総合的に判断いただいて、役立つ取り組みに進めていただきたいと思います。その辺、改めて御所見をお伺いしたいと存じます。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） 芝議員の御意見も踏まえながら、しっかりと勉強してまいりたいと思っておりますので、その辺でよろしく申し上げます。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 地域交通、デマンドの検討についてであります。

今般、コミバスの拡充に向けて新たな取り組みが実施されております。話を聞いている限りでは、乗合タクシー、デマンドタクシーのほうはなかなか俎上に上っておりますが、どういうことで検討俎上から外れているのか、その辺について御説明いただきたいと思います。

議長（森本修司君） 理事。

理事（坂口 歩君） 地域公共交通対策について御説明させていただきます。

平成23年度に、まず地域公共交通に関するまちづくりアンケートを実施いたしました。結崎駅から遠い、本町の西側の地区、保田、唐院、吐田、梅戸の高齢者を中心に、公共交通に関する要望が多く、24年から川西こすもす号を公共交通の空白地の解消として、町民、特に高齢者の移動手段として活用させていただいておるところでございます。

運行当初、平成24年11月から25年3月までの4カ月半の運行期間の利用者は、1日平均25.7人でしたが、その後、ルート変更、時刻の改正など利便性の向上に努めました結果、本年度4月から2月までの11カ月間の実績では、1日平均37.5人へと3、4割ほど増加しており、その期間の利用者の延べ人数は、8,399人という結果になっております。

この結果から見ましても、川西こすもす号は住民の生活に欠かすことのできないものになっており、現在のコミュニティバスの形態は本町に合っていると考えておまして、継続していきたいというように考えておるところでございます。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 質問の趣旨は、コミバスの説明はそれでわかりますし、結構な話で、大いに具体化していくことは皆さんが喜ばはりますし、それはそれでOKですけれども、デマンドの検討が何で俎上に上ってへんのかという、その理由ですが、いろいろあろうかと思えます。アンケートをとったら、別にデマンドについては関心がなかったとか、その点いろいろとあろうかと思えますけれども、そういうことでお聞きをしたところでもあります。聞いていますアンケート結果では、結局そういったニーズがそうなかったというのが中心なのかなというふうにも思います。

ここで町長にお聞きしたいんですけれども、アンケートをとる場合、設問の組み立て方がなかなか難しいと思えます。今あるものを比べる場合は、大体聞いたらわかるんですけれども、ないものを聞く場合は、それが一体どんなもんやとい

うイメージを持つのは、その持ち方によって答えも大分変わってくるかと思うんです。設問のとり方というのは難しいかと思えますけれども、その辺、設問で変わるかどうか、どういうふうにお考えか、お示しいただきたいと思えます。

また、この取り組みが有効に働くように検討していくというのが従前からの答えでありますので、ええも悪いも、具体的に検討する場合は、先ほどの屋根の話ではありませんけれども、実際走らすとしたら、コミバスではどういう状態になっているかというのはよくわかりますので、それと対比しながら、乗合タクシー方式というのはどういうふうになっていくかという比較ができる検討をしていかないことには、なかなか検討にはならないかと思えますが、そこら辺について町長御自身はどのようにお考えか、お示しいただきたいと存じます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員から御質問ございましたように、設問のとり方によっては、ひよっとしたらデマンドタクシーの希望があるんじゃないかというような御趣旨だったかと思うんですけれども、近隣の市町村ではデマンドタクシーも導入している地域もございますので、まずは近隣市町村がとられたアンケート結果とかが、もしあれば、それを参考に検討もさせていただきたいなと思っております。

また、現在、川西町地域公共交通会議が行われておりますので、その場で川西こすもす号の事業評価も行い、その評価によっては違う形態の公共交通の検討もしてまいりたいなと思っております。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番 議員（芝 和也君） 次に、6号議案、住宅新築資金についてであります。

25年度をもうじき閉じますけれども、予算編成に当たりまして、現時点でのこれまでの滞りの件数と額、そして今後の返済の額、また、入金の見込み額、それぞれについて事務当局から説明いただきたいと思えます。

その上で、町長は、いずれにしましてもこの住宅新築資金の流れからしますと、状況がきちんと見えた時点で、しかるべき時にしかるべき方法で説明するというのでありますので、その辺の方途について改めてお伺いしたいと存じます。

以上、よろしく申し上げます。

議 長（森本修司君） 松本部長。

産業建設部長（松本雅司君） それでは、私のほうから、償還状況につきまして御説明させていただきます。

資金につきましては、宅地、新築、改修の3資金合わせまして389件の貸し付けがございました。平成25年度末現在で完納件数が339件、50件が現在償還中でございます。50件のうち34件につきましては、おおむね順調に償還されております。償還残額といたしましては、6,968万9,273円であります。また、亡くなられた方や行方不明等が原因で償還が滞っているものが16件で、償還残高が4,744万4,892円あります。

数年前までは22件の長期滞納者がおられました。ここ数年の間に6件の方

が償還に応じられ、現在16件と減少しておりますので、引き続き回収組合と連携を密にし、滞納件数の削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、町が金融機関に借りておりますお金の償還でございますが、平成25年度の償還で784万円、残額といたしまして2,597万円となります。なお、この残金の償還が終了するのが平成32年でございます。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 部長の御説明もございましたとおり、回収組合の働きにより、償還に応じなかった件数も減少していることから、債権が確定しない状況での説明ではなく、はっきりと確定したときに説明を行いたいと思っております。

今後回収管理組合において調査・交渉を行っていただくとともに、国・県の助成対象となるようにも働きかけていき、法的措置なども含め、あらゆる方法を当町と回収組合で対応を模索し、滞納件数の削減に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 債権がきちんと確定した時点で説明をするというお話でありました。状況については、部長からの数字が出たとおりかと存じます。

いずれにしましても、予算でも新年度の返済を700万円ほど予定しています。この返済額はどんどん減っていきまして、32年で終了ということでもありますので、債権が確定した時点での説明というお話で、それはそれでわかりますが、5月に出納閉鎖したときに、6月議会で25年度の最後の補正が出ますけれども、従来の処理としましては、今年度の返済額を上回った場合、翌年度に入ってくるお金から前もって借りて、繰り上げ充用という形で処理をしていくようになっていきます。

これでいきますと、追い切れている間は、一般会計、一般の税金から繰り入れをして返済に充てるということは起こりませんが、繰り上げ充用の金額が追いつかなくなった場合は、町が銀行に返済するお金に充てる財源をどこからか工面せなあかんという話になりますので、一方では債権が確定してからということでの説明は説明としてあってしかるべきかと存じますが、そういった予算の資金繰りの関係上、特別会計の中で回らなくなった場合、ほかに予算を工面してこななければならないような状況になるならば、やはりそれはそれで事前の説明が必要だと思えます。

その辺、町長自身はどのような視点をお持ちか、改めてお聞かせいただきたいと存じます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員の御指摘もございますが、現時点では回収も進んでおり、状況も変化する可能性もございますので、やはりしかるべき時にしかるべき方法で説明するというところで御理解いただければと思います。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 最後に、水道会計であります。

町長との議論では、ここへの他会計からの繰り入れについては、負担の公平性の観点から、独立採算で行くというのが町長の基本的なスタンスであります。お聞きしますのは、水道部で自己水をつくりますけれども、そのコストには職員給与も当然入ってきますので、本町のように限られた人数でやっています場合、その構成によりまして給料の取り分が増減しますから、即製造コストにはね返ってくるという特徴があります。

そこで、町職員全体の平均と水道部職員の平均、これを一定の基準にして、町職員の全体の平均よりも水道部のほうが上回っているというような状況のときは、その分、製造コストへの影響を避ける意味で、一般会計からの繰り入れを考えてはどうかということと、もう1点、水道水は全住民が利用する、そういう施策になっていきますので、一般行政サービスとサービスの内容という点では何ら変わるものではありませんから、負担の公平性という点でおっしゃるならば、基本料金は一定額でありますから、先ほどの消費税の話ではありませんが、負担率が従量式の水道料金の仕組み中では、おのずと逆進にならざるを得ませんので、この基本料金は一般会計で見て、水道料金は使用料に応じた従量制100%で料金改定をなさってはどうかという点についてお尋ねをいたします。

また、今後の本町水道の運営の方途について、現状、どういうふうに取り組んでいかれるつもりか、その辺の取り組みの説明をお願いいたします。

議長（森本修司君） 福本部長。

水道部長（福本哲也君） 水道事業会計へのその他会計からの繰り入れについては、水道事業は地方公営企業法第2条に定められた事業であり、公営企業は、地方財政法の第6条において独立採算制の原則を定められています。

また、製造コストについては、直近の資料となる平成23年度では、人権費を含む有収水量1立米当たりの費用である給水単価は、本町の場合は208円で、全国の同人口の自治体の給水原価210.3円とほぼ差はありません。

水道料金の経費については、上水を供給する体制を維持するため固定的にかかる経費と、給水量の増減に応じて変動する経費とがあります。基本料金は、このうち固定的にかかる経費を賄うことができるよう設定されています。固定的にかかる経費の例としては、検針や料金収納に要する経費、メーター設置費、水道施設の維持管理費などがあります。また、従量料金は、薬品費や動力費など給水量に応じて変動する経費で賄うことができるよう設定されています。

次に、今後の水道事業の運営方針について現状と取り組みは、平成25年度において本町の現状分析と財政状況等を考慮した将来あるべき姿を川西町水道事業計画として策定しているところです。

また、平成26年度予算において水道施設整備計画業務委託料を計上し、川西町水道事業計画の具体化に向けた計画を策定します。

なお、川西町水道事業計画は、今年度中に議員各位のお手元に配付させていただく予定にしております。よろしく申し上げます。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 現行の水道法に基づく料金の設定についてはどうかという答弁をいただいたと存じます。

町長にぜひ判断いただきたいと思います。いわゆる政治判断としてどうなのかという問題だと思います。公営企業法上では今の話でありますけれども、いずれにしても、料金にはね返るようなことが出てまいりますと、それをどう抑えるのか。全体の市町村の取り組みで言いますならば、料金にはね返る場合に他会計繰り入れというのが一つの考えとして出てきているところかと存じます。

いずれにしても、先ほども言いましたけれども、全住民が等しく利用する制度でありますから、一般行政サービスと何ら変わるサービスではないという点をどう判断するのかということになってくるかと存じますので、町長がぜひ検討されまして、判断いただきたいというふうに思っておりますので、その辺、どう判断なさるのか、お考えをお示しいただきたいと存じます。

それから、運営の方途、計画の具体化を進めているので、それを今年度末に示すという話でありましたけれども、その中身についてどう考えているかをお聞きした次第でありまして、本町水道運営の基本についての中身を、ぜひ町長のほうからもお示しいただければと存じます。その点いかがでありますでしょうか、重ねてお伺いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 制度的な面につきましては、部長から説明があったとおりでございます。水道事業につきましては、公営企業会計に基づいて行っておりまして、その最大の特色といたしましては、企業一般に通ずる経済原則であります合理性と能率性に裏づけられた経済性の追求を、公共福祉の増進を図りつつ、同時に達成させていくという点にございまして、応益負担というのは妥当であると考えております。

また、仮に一般会計からの繰出金という充当した場合は、その分だけ他の行政分野での活動財源の減少を意味することでございまして、その方面での行政サービスの充実がおくれるということの意味しますので、引き続き現状のとおり進めてまいりたいと思っております。

あと、今後の水道事業の運営方法につきましては、これも部長から御説明があったとおりでございます。どういった方法が住民サービスにつながるのかというような視点でもって検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（森本修司君） これをもちまして、議案第1号より議案第8号までの総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案第1号より議案第8号までの8議案の討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、議案第1号より議案第8号までの8議案

を厚生及び総務・建設経済の各常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

日程第14、議案第9号、平成25年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第30、議案第25号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継の変更についてまでの17議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

当局の提案理由の説明を求めます。

町長。

町議長(竹村匡正君) それでは、平成25年度の補正予算について御説明申し上げます。

日程第14、議案第9号、平成25年度川西町一般会計補正予算についてでございます。16ページをお開きください。

まず、歳出についてでございます。

款2.総務費 項1.総務管理費におきまして、人件費の減、財政調整基金並びに減債基金への積み立ての増により、差し引き1億8,994万円の増額、項2.徴税費におきましては、人件費、過誤納還付金の増により119万円の増額、項3.戸籍住民基本台帳費におきまして、人件費の増により8万円の増額、項4.選挙費におきまして、町長選挙無投票による執行残並びに参議院選挙執行残により、合計518万円の減額、18ページに移っていただき、項5.統計調査費におきまして、人件費の減により、5万円の減額をお願いするものです。

款3.民生費 項1.社会福祉費におきましては、障害福祉サービスの利用実績の減に伴う負担金の減、人件費及び扶助費の減などにより2,537万円の減額、項2.児童福祉費におきましては、電算委託料並びに行動計画策定委託料の減、保育所運営委託料の減並びに児童手当の増などにより、767万円の減額をお願いするものです。

20ページに移っていただき、項3.人権施策費におきましては、人件費の増等により、16万円の増額をお願いするものです。

款4.衛生費 項1.保健衛生費では、予防接種等の接種者の減等に伴い532万円の減額、項2.清掃費におきましては、人件費の増により、25万円の増額をお願いするものです。

款6.土木費 項1.土木管理費におきましては、人件費の増により2万円の増額、21ページに移っていただき、項2.道路橋梁費におきまして、国の2次補正予算に伴い、町内道路補修並びに橋梁長寿命化工事を追加して実施することになり、1,129万円の増額、項3.都市計画費におきまして、公共下水道事業特別会計への繰出金の減などにより879万円の減額、項4.住宅費におきまして、国の2次補正予算に伴い、公営住宅維持補修工事を追加して実施することになり、3,707万円の増額をお願いするものです。

款7.消防費におきましては、防災ポンプ車の入札執行残及び消火栓修理工事負

担金の減により、216万円の減額をお願いするものです。

22ページに移っていただき、款8.教育費 項1.教育総務費におきましては、人件費の増により45万円の増額、項2.小学校費におきまして、川西小学校体育館等の工事費の増等により3,152万円の増額、項5.幼稚園費におきまして、人件費の減により25万円の減額、23ページに移っていただきまして、項6.社会教育費においては、人件費の増減によるもののほか、委託業務の実績見込みの減などにより699万円の減額、項7.保健体育費におきまして、改修工事の内容変更に伴う減などにより、586万円の減額をお願いするものです。

24ページをお願いします。款9.公債費では、前年度末に繰り上げ償還を実施いたしましたので、これに伴う元金並びに利子を合わせて7,803万円の減額をお願いするものです。

主なものは以上ですが、このほか、事業の執行により不用が確定したもの、大きな額の変動が見込まれるものなどを計上いたしております。

次に、歳入につきましては、戻っていただいて、11ページを御覧ください。

款1.町税 項1.町民税では、個人住民税において増収、法人町民税において減収が見込まれることから、差し引き4,904万円の減額、項4.たばこ税におきましては、消費数の増により、260万円の増額を見込んでおります。

款8.地方特例交付金におきましては、減収補填特例交付金の確定により、25万円の増額をお願いするものです。

款9.地方交付税では、普通交付税が決定したことにより、9,116万円の増を見込んでおります。

12ページに移っていただき、款11.分担金及び負担金におきまして、保育所保育料が増えると見込まれますので、150万円の増額をお願いするものです。

款13.国庫支出金 項1.国庫補助金におきましては、給付実績などの減に伴い、民生費国庫負担金の減、小学校改築工事に係る教育費国庫負担金の増などにより、843万円の増額を見込んでいます。項2.国庫補助金における主なものといたしましては、国の2次補正予算に対応する事業に係る補助金の交付などにより、土木費国庫補助金の増、13ページに移っていただき、太陽光パネルなどの設置に係る学校施設改善交付金の増、地域の元気臨時交付金の増により、6,043万円の増額をお願いするものです。項3.委託金におきまして、参議院議員選挙の実績による委託金105万円の減を見込んでおります。

款14.県支出金におきましては、自立支援等の利用実績などの減により、項1.県負担金において702万円の減、項2.県補助金において100万円の減、項3.委託金におきまして1万円の減を見込んでおります。

14ページをお願いします。款17.繰入金 項1.基金繰入金におきましては、地域福祉基金の取り崩しの減と川西小学校施設整備基金繰入金取り崩し額の減により1億5,600万円の減額をお願いするものです。

款19.諸収入におきましては、新市町村振興宝くじ交付金の減に伴い、4万円の減額をお願いするものです。

款20.町債 項1.町債におきましては、国の補正予算に対応する事業に対する

起債として土木債2,260万円の増、消防ポンプ車の購入費の減による消防債270万円の減、起債種別並びに金額の変更により教育債8,710万円の増、減収補填債として総務債5,150万円の増、ぬくもりの郷改修事業に係る民生債1,760万円を計上しております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ1億2,631円の増額補正をお願いするものでございます。これによりまして、平成25年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億4,176万円となります。

このほか、繰越明許としましては6ページを御覧ください。今般、子ども子育て支援事業のほか、今回補正計上させていただいた国の補正予算に係る事業等については、今年度中での執行が困難なことから、翌年度に繰り越して使用するため、6億6,847万円の繰越明許費をお願いいたします。

7ページを御覧ください。地方債限度額の補正についてでございます。

公営住宅建設事業等各種事業の実績により、限度額の増額をお願いするものです。

次に、議案第10号、平成25年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

まず、歳出についてですが、7ページを御覧願います。

主なものとしたしまして、款1.総務費におきまして、人件費の減により37万円の減額をお願いするものでございます。

款2.保険給付費におきまして、診査手数料の増等により、5万円の増額をお願いするものです。

款7.共同事業拠出金 項共同事業拠出金におきまして、高額共同事業医療費拠出金の減、保険財政共同安定化事業拠出金の増により、差し引き36万円の増額をお願いするものです。

歳入につきましては、5ページを御覧願います。

療養給付費のおおむねの見込みが出てきたことから、款3.国庫支出金 項1.国庫負担金1,226万円の減額、款7.共同事業交付金におきまして、交付金2,015万円の増、款9.繰入金におきまして、基金からの繰入金を減額することにより財源を調整しております。

これによりまして、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ11億5,564万円となります。

次に、議案第11号、平成25年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。4ページを御覧ください。

歳出では、職員手当の増並びに広域連合負担金の減により、合計49万円の減額をお願いするものです。

歳入につきましては、一般会計並びに事務費からの繰入金を充てることとしております。

これによりまして、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億526万円となります。

次に、議案第12号、平成25年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。7ページを御覧ください。

歳出でございます。主なものとしたしまして、款 1.総務費におきましては、地域密着型サービス施設の設置が見送られたことから、同施設に対する補助金の減などにより 4,179 万円の減額、款 2.保険給付金におきましては、各サービスの利用者の減による負担金の減などにより、項 1.介護サービス等諸費において 2,400 万円の減額、項 2.介護予防サービス等諸費において 1,240 万円の減額、項 4.高額介護サービス等費において 80 万円の減額、項 5.特定入所者介護サービス等費において 40 万円の減額、項 6.高額医療合算介護サービス等費において 40 万円の減額をお願いするものです。

9 ページに移っていただき、款 4.基金積立金におきましては、余剰金の積み立ての増として 742 万円の増額を行うものでございます。

戻っていただきまして、5 ページをお開きください。

歳入でございます。

給付費の減に伴う負担金や交付金の減によるものでございまして、款 3.国庫支出金におきまして 902 万円の減額、款 4.支払基金交付金におきまして 1,102 万円の減額、款 5.県支出金におきまして 4,704 万円の減額、款 7.繰入金におきまして 460 万円の減額をお願いするものでございます。

これによりまして、歳入歳出それぞれ 7,168 万円を減額し、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 3 7 2 万円となります。

次に、議案第 1 3 号、平成 2 5 年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてでございます。5 ページをお開きください。

歳出の主なものとしたしまして、款 2.サービス事業費におきまして、通所介護サービス委託料の減により、892 万円の減額をお願いするものでございます。款 3.基金積立金におきまして、地域福祉基金への積立金の減などにより、297 万円の減額をお願いするものでございます。

4 ページに戻っていただき、歳入の主なものとしたしまして、款 1.サービス収入におきまして、各サービス利用者の減に伴い 1,184 万円の減額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ 1,184 万円を減額し、これにより、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 1,747 万円となります。

次に、議案第 1 4 号、平成 2 5 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。4 ページを御覧ください。

平成 2 4 年度において行いました公的資金保証金免除繰り上げ償還による利子の減額等で、歳入歳出それぞれ 45 万円を減額し、これにより、同特別会計の予算総額は、2,638 万円となります。

次に、議案第 1 5 号、平成 2 5 年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。7 ページを御覧ください。

設計業務や工事の執行残 814 万円の減並びに公的資金保証金免除繰り上げ償還による公債費 255 万円の減額で、歳入歳出それぞれ 1,070 万円を減額し、これにより、同特別会計の予算総額は、3 億 2,773 万円となります。

次に、議案第 1 6 号、平成 2 5 年度川西町水道事業会計補正予算についてでござ

ございます。2ページを御覧ください。

収益的支出におきまして、委託料や工事費の減により1,146万円の減額、資本的支出におきまして、配水管布設に係る委託料及び工事費の減などにより、3万円の減額をお願いするものです。

以上が、平成25年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例改正でございます。

まず、議案第17号、川西町企業立地促進条例の一部改正についてでございます。1枚おめくりください。

これは、企業誘致をさらに推進するため、企業誘致奨励金に新たに奨励措置を追加するものでございます。

次に、議案第18号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。1枚おめくりください。

これは、給与構造改革時に実施いたしました減給保障について、平成26年3月31日をもって廃止するための条例改正でございます。

次に、議案第19号、川西町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてでございます。1枚おめくりください。

これは、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立したことに伴う条例改正でございます。

次に、議案第20号、川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。1枚おめくりください。

これは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第21号、川西町乳幼児等医療費助成条例の一部改正についてでございます。1枚おめくりください。

これは、奈良県の乳幼児医療費助成事業の対象年齢が一部見直しされたことから、事業の名称などが変更されたことに伴う改正でございます。

次に、議案第22号、職員用ノートパソコンの購入についてでございます。

これは、平成25年12月議会におきまして議決いただきました職員用ノートパソコンを購入するに際し、その取得額が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例で規定する金額を超えることから、議決をお願いするものでございます。

次に、議案第23号、川西町道路線の認定についてでございます。

これは、寄附を受け、所有権移転登記が完了した道路について、町道として認定をお願いするものでございます。

次に、議案第24号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分の変更について並びに議案第25号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継の変更についてでございます。

これは、平成25年6月議会において議決を得ました財産処分並びに事務の承継につきまして、新庁舎の完成などにより変更することについて、地方自治法並びに山辺広域行政事務組合規約の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでござい

ます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。
議長（森本修司君） 町長の説明が終わりましたので、ただいまより総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、条例改正の中で、17号、川西町企業立地促進条例の一部改正についてお尋ねをいたします。

今般、従来の奨励金に加えまして、雇用奨励金ですとか治水対策奨励金、給水装置設置奨励金、環境施設設置奨励金が加えられることとなりました。このことにより、優遇措置をさらに拡大していこうということで企業誘致を進めていこうということなんですけれども、この対象を、従前からの議論でもありますが、企業の要件を緩和して、業を起こす方、起業する方全てを対象になさる、その辺の検討は依然ありませんか、伺いたいと存じます。

加えて、今般、立地企業が本町住民の雇用をした場合、優遇措置の中に加えるということですが、これを初年度1回限りのものにするのか、恒久的に住民の雇用が発生するたびに適用していくのかということですが、今のところ、当座は1回という話であるようではありますが、その辺はこれから中身を詰めて検討していくということですが、その辺、この適用をどういうふうになさっていくか、お示しいただきたいと存じます。

以上です。

議長（森本修司君） 理事。

理事（坂口 歩君） それでは、企業立地促進条例について御説明を申し上げます。

今回提案させていただいております企業立地促進条例の目的は、本町の経済の活性化を図るため、積極的に企業誘致を推進することにございます。その第一歩といたしまして、現在の奨励金の支援内容の充実を図り、企業に関心を持っていただくため、4つの奨励金を追加いたしました。

中身といたしましては、当初からあります企業立地奨励金、これに新たに雇用奨励金、治水対策奨励金、給水装置設置奨励金、環境施設設置奨励金を追加させていただきました。

ただいま芝議員から、起業者全部を対象にできないかとの御質問でございますけれども、当初この奨励金制度を制定した際に、奨励金の交付要件といたしまして、投下固定資産総額が1億円以上、従業員10名以上とさせていただいているところから、現在のところ、この要件を引き続き適用させていこうという考えでございます。

地域経済の活性化を図るという目的から、企業誘致の効果の波及性・連動性を勘案し、一定規模以上の企業を対象とさせていただいているところでございます。

次に、雇用奨励金の件でございますけれども、支援内容といたしまして、町内居住者を1年以上雇用した場合に奨励金を交付する方向で考えており、従業員1人当たりの金額や限度額並びに期間につきましては、現在検討中でございます。

今回上程いたしました企業立地促進条例を御承認いただきましたら、直ちに規

則を制定し、細かい部分も決めていきたいというように考えております。ただいま議員から御意見のありました雇用奨励金に関しましても、1回限りとせず、毎年度採用があれば適用するというのも参考にさせていただきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 住民の雇用に関しては、やっぱり経済波及効果、そういう点でも大いに役立つ話だと思いますし、せっかく誘致した場合でも、そこで雇用が生まれんことには地域経済に効果が出ないと思いますので、そういう点では前向きに検討いただけるかとは存じますが、いずれにしても、目的に役立つ、そういう方向で中身の検討を詰めていっていただきたいと存じます。

この企業立地促進条例ですけれども、目的の第1条で「川西町に企業等を立地する者に対し奨励金を交付することにより産業の振興と雇用の促進を図り、もって町の経済の活性化と住民生活の安定向上に資することを目的とする」ということであります。この条例設置のときから同様の議論が続いているわけでありまして、いづれにしても、町がそこに一定の投資をする、そのことが地域経済の中に波及するというのが、この目的の果たそうとしているところでありまして、そういう点で言いますと、住民の雇用というのは、企業の大小にかかわらず、地域ではやっぱり常に起こってくる問題であります。地域住民の皆さんの雇用が安定することによって経済活動が行われるわけでありまして、そういう点では、ぜひこの促進条例の企業の要件の緩和というのは、条例でいう1条の目的を達成する意味で言いますならば、何ら相反する、矛盾するものではないと考えるところであります。

その点、町長に重ねてお伺いする次第であります。企業要件緩和という点については、いかがお考えになりますか。よろしくお願いします。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） 今回の企業誘致に伴いまして、かなりの予算を要する事業でございます。その辺からも考えまして、ある一定規模以上の企業に来ていただくことによって、税収が増加するといった面もございまして、条件につきましては、現在のところこれで検討させていただきたいと思っております。

また、雇用の効果につきましては、理事からも話がございましたとおり、引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（森本修司君） これをもちまして、議案第9号より議案第25号までの総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案第9号より議案第25号までの17議案の討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認め、議案第9号より議案第25号までの諸議

案を厚生及び総務・建設経済の各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は、お手元に配付のとおりお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

次に、日程第31、同意第1号、川西町監査委員の選任についてを議題といたします。

木村監査委員自身の案件でありますので、退席をお願いいたします。

(木村監査委員 退席)

議長 (森本修司君) 議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 (竹村匡正君) 同意第1号、川西町監査委員の選任についてでございます。

これは、平成26年3月31日で任期を迎えます監査委員について、木村衛氏を引き続き監査委員として選任をお願いするものでございます。

御選任賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長 (森本修司君) ただいま説明のありました同意第1号について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (森本修司君) 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。

同意第1号について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (森本修司君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

木村監査委員には、外で待機していただいておりますので、入場いただき、再任の挨拶を受けることにいたします。

(木村監査委員 入場)

監査委員 (木村 衛君) 一言御挨拶申し上げます。

ただいま選任いただきまして、改めて職責の重さを感じているところであります。

微力ではございますが、誠心誠意、精いっぱい努めてまいりますので、今後ともよろしく御指導のほどお願いいたしまして、簡単でございますが、御挨拶にさせていただきます。

本日は、ありがとうございます。

(拍手)

議長 (森本修司君) 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、明日より19日までは、各委員会開催のため休会といたします。20日午前10時より再開し、ただいま各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(午後1時03分 散 会)

議 事 日 程

厚 生 委 員 会
総務建設経済委員会

厚生委員会議事日程

平成26年3月11日(火)

午前10時 開議

日程第1 議案第1号 平成26年度川西町一般会計予算について

歳出 款2 総務費 項3 戸籍住民基本台帳費 P.37～38

款3 民生費 P.40～52

款4 衛生費 P.52～57

歳入 上記関係歳入 P.16～

日程第2 議案第2号 平成26年度川西町国民健康保険特別会計予算について

日程第3 議案第3号 平成26年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第4 議案第4号 平成26年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について

日程第5 議案第5号 平成26年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について

日程第6 議案第9号 平成25年度川西町一般会計補正予算(第4回)について

歳出 款2 総務費 項3 戸籍住民基本台帳費 P.17

款3 民生費 P.18～20

款4 衛生費 P.20

歳入 上記関係歳入 P.12～

日程第7 議案第10号 平成25年度川西町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について

日程第8 議案第11号 平成25年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)について

日程第9 議案第12号 平成25年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3回)について

日程第10 議案第13号 平成25年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2回)について

日程第11 議案第21号 川西町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について

閉会 12時19分

出席委員

委員長	伊藤 彰夫	副委員長	勝島 健
委員	堀 格	委員	杉井 成行
委員	森本 修司	委員	芝 和也
副議長	今村 榮一		

説明のために出席した者

町 長 竹村 匡正
副町長兼総務部長 森田 政美
理事兼総務課長 坂口 歩
財政課長 西村 俊哉

福祉部長 下間 章兆
住民生活課長 福本 誠治 保険年金課長 吉岡 伸晃
健康福祉課長 奥 隆至
西・東人権文化センター所長 岡田 忠彦

職務のために出席した者

議会事務局長 高間 隆弘

欠席委員及び職員

総務建設経済委員会議事日程

平成26年3月12日（水）

午前10時 開議

日程第1 議案第1号 平成26年度川西町一般会計予算について

歳出	款1	議会費	P. 28～29
	款2	総務費	P. 29～40
	款5	農商工業費	P. 57～60
	款6	土木費	P. 60～65
	款7	消防費	P. 65～67
	款8	教育費	P. 67～83
	款9	公債費	P. 84
	款10	諸支出費	P. 84
	款11	予備費	P. 84
歳入	上記関係歳入		P. 13～

日程第2 議案第6号 平成26年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第3 議案第7号 平成26年度川西町公共下水道事業特別会計予算について

日程第4 議案第8号 平成26年度川西町水道事業会計予算について

日程第5 議案第9号 平成25年度川西町一般会計補正予算（第4回）について

歳出	款1	総務費	P. 16～18
	款6	土木費	P. 20～21
	款7	消防費	P. 21～22
	款8	教育費	P. 22～24
	款9	公債費	P. 24
歳入	上記関係歳入		P. 11～

日程第6 議案第14号 平成25年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2回）について

日程第7 議案第15号 平成25年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について

日程第8 議案第16号 平成25年度川西町水道事業会計補正予算（第4回）について

日程第9 議案第17号 川西町企業立地促進条例の一部改正について

日程第10 議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

- 日程第11 議案第19号 川西町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第20号 川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第13 議案第22号 職員用ノートパソコンの購入について
- 日程第14 議案第23号 川西町道路線の認定について
- 日程第15 議案第24号 山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分の変更について
- 日程第16 議案第25号 山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継の変更について

閉会 11 時 15 分

出席委員

委員長	松本 史郎	副委員長	石田 三郎
委員	今村 榮一	委員	寺澤 秀和
委員	中嶋 正澄	委員	大植 正
議長	森本 修司		

説明のために出席した者

町長	竹村 匡正		
副町長兼総務部長	森田 政美		
理事兼総務課長	坂口 歩		
財政課長	西村 俊哉		
まちづくり推進課長	安井 洋次	税務課長	吉田 昌功
産業建設部長	松本 雅司	産業建設課長	山口 尚亮
教育長	山嶋 健司	教育次長	栗原 進
教委総務課長	深澤 達彦	社会教育課長	廣瀬 行延
水道部長心得	福本 哲也		
会計管理者兼会計課長	寺澤 伸和		

職務のために出席した者

議会事務局長	高間 隆弘
--------	-------

欠席委員及び職員

平成 2 6 年川西町議会
第 1 回定例会会議録

(第 2 号)

平成 2 6 年 3 月 2 0 日

川西町議会第1回定例会（議事日程）

平成26年3月20日（木）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		委員長報告 議案第1号～25号 質疑・討論 採決
	(追加日程)	
第2	議案第26号	平成25年度川西町一般会計補正予算（第5回）について
第3	発議第1号	奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議について

(午前10時00分 再開)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより、平成26年川西町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る10日の定例会において上程されました議案第1号、平成26年度川西町一般会計予算についてより、議案第25号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継についてまでの25議案につきましては、各所管の常任委員会におのおの付託されておりましたので、この際、一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認めます。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長の報告を求めます。

厚生委員長、伊藤彰夫。

厚生委員長(伊藤彰夫君) おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る3月10日の本会議において当委員会に付託されました各議案につきまして、過日、3月11日に委員会を開催し、審議をいたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号、平成26年度川西町一般会計予算についてであります。

初めに、新年度予算における竹村町長の公約に即した取り組みについて申し上げます。

「安心して暮らせるまちづくり」として、福祉タクシー利用助成事業において、対象者を精神障害者の方も利用できるよう拡大し、制度の充実を図ります。また、聴覚障害者のコミュニケーション支援事業として要約筆記者派遣事業の実施、さらに、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援するための成年後見利用支援事業を実施します。

「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」として、生後6カ月から13歳未満、16歳(中学3年生相当)及び18歳(高校3年生相当)について、子どもインフルエンザワクチン接種費用助成事業を実施し、子ども自身の感染予防や重症化を防止します。また、近年各地で流行している風疹の感染対策として、妊娠を希望する女性及び配偶者等に風疹抗体検査費用助成事業及び風疹ワクチン接種費用助成事業を実施し、先天性風疹症候群に対するリスクの軽減を図ります。いずれも町単独事業で実施するものであります。

また、委員より、人権文化センターの運営について、対費用効果から見て事業の見直し等について質問があり、当局より、「人権文化センターの管理運営については、隣保館運営補助要綱に基づき、各種相談業務や教養文化教室事業、デイサービス事業を実施している。各種相談数については減ってきているが、文化教室事業や

デイサービス事業の参加人数は、地区外の方もおられ、変化はない。また、教育委員会の社会教育事業で行われている教室とは重複しないよう、協議をしながら行っている。この種の効果については、数字で示せるようなものではないため、効率のいい方法で実施に努める。また、今後の管理運営方法について地元自治会と協議している」との回答がありました。

また、委員より、保育所措置費において、町内保育所の措置者が減少し、町外保育所への措置が近年多くなっている理由について質問があり、当局より、「保育に欠ける乳幼児の保護者が、勤務途中にある保育所への入所希望が多く、保護者の利便性に配慮したものである。御指摘の保育所のあり方については、今後も課題として捉えていきます」との回答がありました。

また、委員より、福祉タクシー助成事業における助成額の変更について質問があり、当局より、「対象者について、身体障害者、知的障害者に加え、精神障害者の方も利用できるよう拡大し、助成基準を明確にするため、県内の市町村の状況や交通事情のよく似た近隣市町村の状況も考慮し、中型タクシーの初乗り運賃を基準にした」との回答がありました。

また、委員より、福祉医療費助成事業における町単独施策で対応している乳幼児等医療費助成事業において、県の補助対象となったことから、同事業のさらなる拡充や助成方法の変更について質問があり、当局より、「町単独事業で所得制限を解除しており、小学生及び中学生の通院に対する助成等、制度の拡充については、近隣の状況等も踏まえ、今のところ考えていないが、財政状況や県内市町村の状況も見ながら、今後検討する。助成方法については、他府県の状況も踏まえ、検討するが、全県的なことなので、町村会を通じ、県や国に対し補助事業の拡充等も含め要望したい」との回答がありました。

また、委員より、「ぬくもりの郷の修理費が多くなってきているが、建設年次から見てどうか」との質問があり、当局より、「平成12年に建築したが、築後13年にしては、一般的に見て修繕費は多いように思うが、介護保険事業のデイサービス事業、グループホーム事業、身体障害者、知的障害者に対するデイサービス事業に利用しており、利用者の安全を第一に対策を行っている」との回答がありました。

また、委員より、学童保育の定員増について質問があり、当局より、「現在70名を定員としているが、将来、利用希望者が増加した場合、適切な対応に努める」との回答がありました。

また、委員より、健康ウォークなど各種保健事業のイベントに男性の参加者が女性に比べて少ないが、男性の参加者を増やす工夫について質問があり、当局より、「確かに各種保健事業における男性の参加者が少なく、男性にも参加しやすいイベントの開催など、近隣市町村の実施状況なども研究しながら取り組みたい」との回答がありました。

また、委員より、ごみ減量化に対するさらなる取り組みについて質問があり、当局より、「資源回収団体の活動を通じて資源ごみの排出量については減少している。また、子ども会での回収活動で、資源のリサイクルやCO₂の削減など、環境についての学習もできていると思われる。平成25年度において、ごみ分別収集のリー

フレットをわかりやすいものに作成し直し、可燃ごみから紙類、缶類からアルミ缶の分別を促すとともに、資源回収団体への排出協力を周知し、資源ごみ再利用の推進に努めたい。ごみ減量化については、個人の意識改革が重要であると考えているので、引き続き広報川西等での啓発に努めたい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第1号、平成26年度川西町一般会計予算を承認いたしました。

続きまして、議案第2号、平成26年度川西町国民健康保険特別会計予算についてであります。

委員より、重複受診者のチェック体制について質問があり、当局より、「レセプトの縦覧点検や国保連合会からの重複受診者のリストをもとに、医療機関の正しい受診の仕方など、啓発に努めています」との回答がありました。

また、委員より、国民健康保険会計に対し、町民の健康増進事業につながる政策的な一般会計からの繰り出しについて質問があり、当局より、「平成20年度より実施している特定健康診査事業の内容について、受診しやすいように集団健診を6回実施し、そのうち3回を土曜日や日曜日に実施することで受診者数を増やすとともに、心電図や貧血検査、腎臓病予防のための血清クレアチニン検査などを単独事業で追加するなど、受診環境を整えている。また、健診後の特定保健指導を充実することで、自分自身の健康に関心を持っていただき、生活習慣を改善することにより、将来の医療費や保険税の抑制を図っているところである。一般会計からの政策的な繰り出しについては、一般会計での住民の健康づくりの推進や国民健康保険で実施する保健事業の最終的な目的は同じであるが、特別会計や公営企業会計については原則独立採算で運営すべきと考えているところから、従来から基準に係る部分のみの繰り出しとしているところである。今後においてもこれを継続していきたいと考えている」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、平成26年度川西町国民健康保険特別会計予算を承認いたしました。

次に、議案第3号、平成26年度川西町後期高齢者医療特別会計予算については、提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、議案第4号、平成26年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算についてであります。

委員より、平成27年4月から、制度変更による要支援者に対するサービスの内容が介護保険から市町村事業に変わるが、それに対する対応について質問があり、当局より、「現在行っているサービスを引き続き受けただけのよう、体制や基準について今年度中に整えるよう努力したい。また、訪問介護や通所介護が介護保険から市町村事業となった場合においても、利用者にとって必要なサービスは、財政状況も考慮しながら、提供できるよう努めたい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、平成26年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算を承認いたしました。

次に、議案第5号、平成26年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について、議案第9号、平成25年度川西町一般会計補正予算について、議案

第10号、平成25年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第11号、平成25年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第12号、平成25年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、議案第13号、平成25年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について、議案第21号、川西町乳幼児等医療費助成条例の一部改正についての7議案については、いずれも提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、当委員会に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条第9項の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることをお願い申し上げまして、厚生委員会を代表いたしましての委員長報告といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（森本修司君）　　続きまして、総務・建設経済委員長、松本史郎君。

総務・建設経済委員長（松本史郎君）　　議長の御指名をいただきましたので、総務・建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る3月10日の本会議において当委員会に付託されました各議案について、平成26年3月12日に委員会を開催し、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。

まず、議案第1号、平成26年度川西町一般会計予算についてであります。

委員より、「平成26年度においても引き続きコミュニティバスを運行する計画があるが、デマンドタクシー方式を実施する予定はないのか」との質問があり、当局より、「コミュニティバスは、利用実績の評価などから、現行のコミュニティバスの形態を継続していく。また、交通事業者や地元団体の代表者等で構成する川西町地域公共交通会議において継続して事業評価を行い、利用実績によっては、デマンドタクシーなど違う運行形態の検討もしていく」との回答がありました。

また、有償運行の開始時期について質問があり、当局から、「現在のところは、7月ごろから開始予定である」との回答がありました。

また、委員より、平成26年度予算に島の山古墳整備基本構想業務委託費予算が計上されているが、今後の島の山古墳整備事業の進め方及び住民の意見の取り入れ方についての質問があり、当局から、「現案は、平成14年に作成され、平成21年度に修正されたものであり、事業実施に向けての見直しを再度行おうとするものである。現在の地域住民の意見をお聞きし、島の山古墳整備の基本構想を作成したいと考えている。進め方として、教育委員会から整備計画の素案を提示し、地元の代表である自治会役員等による前段階の会議を開催し、意見を取りまとめ、島の山古墳整備検討委員会に諮らせていただき、ニーズに合った整備計画にしたいと考えている。なお、整備検討委員会での進捗については、議員の皆様への報告を随時行ってまいりたいと考えている」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第1号、平成26年度川西町一般会計予算を承認いたしました。

次に、議案第6号、平成26年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議案第7号、平成26年度川西町公共下水道事業特別会計予算についての

2 議案については、いずれも提案説明どおり承認いたしました。

次に、議案第 8 号、平成 26 年度川西町水道事業会計予算についてであります。

冒頭に当局より、地方公営企業会計制度の見直しについて概要説明がありました。

委員より、設備等の老朽化に伴う緊急工事について質問があり、当局から、「平成 25 年において川西町水道事業計画の策定業務を実施しており、間もなく報告書が提出される。その報告書に基づき、どの程度まで設備更新等を行うのか判断したい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第 8 号、平成 26 年度川西町水道事業会計予算を承認いたしました。

次に、議案第 9 号、平成 25 年度川西町一般会計補正予算について、議案第 14 号、平成 25 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について、議案第 15 号、平成 25 年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について、議案第 16 号、平成 25 年度川西町水道事業会計補正予算について、議案第 17 号、川西町企業立地促進条例の一部改正について、議案第 18 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第 19 号、川西町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、議案第 20 号、川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第 22 号、職員用ノートパソコンの購入について、議案第 23 号、川西町道路線の認定について、議案第 24 号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分の変更について、議案第 25 号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継の変更についての 12 議案については、いずれも提案どおり承認いたしました。

以上が、当委員会に付託されました各議案の審議の結果でございます。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第 109 条第 9 項の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることをお願い申し上げまして、総務・建設経済委員会を代表いたしましての委員長報告といたします

議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（森本修司君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

11 番議員（芝 和也君） それでは、ただいま厚生、総務・建設経済の両委員長から報告のありました、議案第 1 号、平成 26 年度川西町一般会計予算についてより、議案第 25 号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継の変更についてまでの 25 議案に対する討論を行います。

態度表明であります。1 号、2 号、6 号、8 号の一般会計、国保、住宅新築

資金の各特別会計、それから水道事業会計の26年度の4本の予算案につきましては反対、あとの予算案を含め21の議案につきましては、賛成するものであります。

まず、一般会計であります。当該予算案は、竹村匡正さんが町長に就任なされて最初の本予算ということでありまして、住民の皆さんにおかれましても、恐らくは注目されていることと存じます。

この間、本町の取り組みとしましては、子育て支援策の拡充が順次なされてきておりまして、この取り組みは、近隣自治体や、新年度からは県の取り組みへも波及し始めており、全体として住民の皆さんを覆う経済情勢が依然厳しい中であって、それらの影響を自治体としていかに払拭し、暮らしを支えていくかの観点で、大いに評価のできる取り組みとなってきたところでありまして。

こうしたもと、新年度におきましては、竹村町長の意向を反映し、主な取り組みは、定期接種ワクチンとあわせまして、インフルエンザワクチンの接種に関して、生後6カ月から13歳未満と中学3年生と高校3年生を対象に、1回につき1,500円の助成を、妊娠を希望する女性及びその配偶者を対象に、風疹ワクチンの接種費用の一部として5,000円を、風疹の抗体検査費用の助成として3,000円をそれぞれ助成するなど、本町独自の取り組みが新たに始められます。また、今般、条例改正案としても提案されておりますが、立地企業に対する優遇措置を拡充することで、本町への立地促進効果を引き上げるべく、取り組みの強化策が見られるところでありまして。

町長は、就任当初、御自身の持つべき視点として、住民の福祉の増進を旨とされ、住民の暮らしを応援するために、多数者の利益のために少数者を犠牲にすることのないよう、公平公正に職務に努めたいと、こう仰せでありまして、視点の持ち方としては共通したものを強く感じました。今議会での一連の審議を通じまして、町長とも議論を重ねましたが、まさに町長お述べのこの観点が、ますます本町の発展には欠くことのできないものと認識する次第であります。新年度からは、消費税の税率が8%に引き上がります。町長は、基幹税のあり方として税収をどう確保するかの観点では、所得税での確保をとるが、それが伴わない場合は、どこで工面するかとなれば、消費増税もやむなしとする旨、お述べでありまして、所得の低い人ほど負担率の重くなる逆進税制の消費税に対して、税源として一定の理解を示されておいででした。この点では、私と町長とでは大きく意見を異にすることになりますし、余計なことかもしれませんが、お持ちの視点から見た場合、疑問と違和感を感じた次第であります。

税制における一連の取り組みであります。経済シンクタンクや経済アナリスト等からも、景気の回復には悪影響を与えるとの危惧する声が多からず出てくることからわかりますように、国は、その影響にかんがみ、子育て世帯と低所得者の皆さんに対する支援策をとっています。それは、今のところ1回限りの取り組みであります。消費税の引き上げに踏み切ったのは、景気が回復しているとの判断からであるにもかかわらず、こうした手だてを打つ必要が生じるということは大きな矛盾でありますし、仮にもその手だてとして実施するのであるなら

ば、恒久的な取り組みとして消費税が続く限り必要な手だてと心得ます。

こうした背景のもと、本町での取り組みを進めていかねばなりませんので、今後一層の経済不況が予測されることから、取り組みとしては、地域経済の活性化と暮らしの応援策の拡充を第一に、可能な限りの手だてを尽くしながら、一般財源を駆使しながらも、こうした一連の影響を最小限に食いとめる努力は欠かせません。

教育における就学援助等の国基準が引き上がったことから、本町における補助単価も当然見直すべきでありまして、その方向で必要な予算を確保する旨、事務方では動いているようでありますので、その点、しっかり予算措置を講ずるよう、念を押しておく次第であります。

また、予防保健事業強化の取り組みにおいても、審議を通じて町長はしっかり働きかけるとお述べでしたが、今や取り組んでいないのは近畿では奈良県だけでありまして、その改善が早急に求められている問題である、全国ほとんどの自治体に取り組んでいる子どもの医療費の現物支給化や無担保・無保証人の貸付制度や住宅ローンへの助成事業、太陽光発電等自然エネルギーの普及促進策、デマンドタクシーの導入等々、各地で成果の上がっている施策を手がけ、なりわいを支援する個人向けの経済対策に取り組みながら地域経済を活性化させるべく取り組むことこそ、求められている施策であり、踏まえておられる視点を生かした取り組みにほかなりません。

また、まちづくりの観点でも、いかに本町に根づいてもらえるかは、将来の担い手を考えた場合に、欠くことのできない取り組みであります。立地企業の促進策以上に人口の流入増を図り、流出をどう食いとめるかは大事な取り組みであります。そのためには、本町のアピールポイントをいかにたくさんつくるのか、売り込めるメニューをどれだけそろえるのかにかかっています。それは、町としての取り組みがいかに魅力あるものとして人々の心を捉えるかにかかります。各層・各世代に向けての魅力ある取り組みが求められていますが、とりわけ若年世帯向けの取り組みの強化を求めるものであります。先進地を参考に、新婚世帯補助制度や新婚世帯向けの町営住宅政策等々も子育て支援の構想にぜひ取り入れながら、子育てするなら川西町、居を構えるなら川西町というようなぐあいに、口コミでその魅力がどんどん拡散していくような予算編成を求める次第であります。

取り組みたいができないなど、なぜできないのかではなく、何のためにそれを行うのか、何のためにそれに取り組むのか、ここが重要であります。住民が知恵を出し合う場を設け、町長の若い感性と視点を大いに生かされまして、諸施策の一層の強化と住民の意に沿い、願いに応える、身近で役立つ町政を求めまして、本予算案については反対するものであります。

次に、国保会計であります。

国保が県で一本化になるまでは、現行の保険料率に手を加えることなく、何とか収支を保ちながら会計運営がこなせるとの見通しに立って、従前同様の予算が組まれております。当会計の安定した運営は、収支のバランスを保つことでもありますし、支払いの中心をなす保険給付費の高騰をいかに抑えていくか、安定はこ

こにかかっております。結局、保険者であります本町の努力としては、住民の皆さんに達者で長生きしていただくことにこしたことはありませんので、そのための取り組みとしては、予防保健事業のきめ細かな実施に尽きると存じます。これには、予防保健事業に用いる財源を保険税だけで賄うのか、一般財源等他会計からも政策的に投入するののかの見きわめでありまして、これまでのところ、この判断においての議論は平行線であります。

いずれにしても、本町の国保税は、所得の1割か、それを超える状況に達しつつありまして、その点においては、医療保険料が所得の1割というのは高いというのが町長との共通認識でありますから、これを抑えるための手だての必要性は感じておられることと存じます。現に、国保税の賦課限度額の国基準は引き上がりましたが、本町は据え置いていることから、相応の努力はしておられるわけでありまして、財源の工面の仕方において、現時点では政策判断を異にしていますが、一般会計でも一定の積極的な取り組みをなさっていることでもありますし、また、財源を拠出する目的には矛盾は存在しませんので、予防保険事業への一般財源投入にぜひ踏み切られまして、人間ドック等への補助復活や特定健診においても従前の基本健診並みの取り組みを持たれんことを求めまして、本予算も反対するものであります。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計についてであります。

町から銀行等への返済計画に基づく予算措置でありまして、この取り組みは、返済計画どおり、向こう7年間粛々と進められていくことになっていきます。

問題は、貸付金の回収が滞っても、そのことに関係なく、町から銀行への返済は済まされるという点であります。現在、16件、4,700万円の滞りが長期にわたって生じており、これがそのまま残るか否かは確定していませんが、町から銀行への返済残は、今年度が終われば2,000万円を切りますので、未回収金よりも少なくなっており、このまま経過していくならば、この未回収を残して返済が終了することも予想されます。

町長は、債権が固まった時点で住民の皆さんには報告する旨、お述べであります。その貸付事業の取り組みそのものには何らかかわっておられませんかから、そういう意味では、就任なさったことで当該事業の残務処理を承知されたただけのこととありますので、これまでの状況をつぶさに住民の皆さんに説明し、理解を得るための行いを持つことに何の問題もないものと存じます。

ぜひタウンミーティング等を積極的に催されまして、率先して説明なされんことを申し上げ、そうした取り組みのないままの会計処理は承服しかねますので、本予算案も反対するものであります。

次に、水道事業会計であります。

当該年度から、会計処理における取り組みとして、加入分担金が営業収益として新たに処理されることとなりました。会計処理上はこのほうがお金の使い方としては、負担する側からすれば明瞭でありますし、収支においても決してマイナスに働くことはありませんから、今般懸案の処理がなされたことは評価する点であります。

当該事業の運営においては、積年相当の苦勞をされていることと存じますが、総じて本町のような小さな規模では、コスト単価はどうしても膨らまざるを得ませんので、この点では非常に厳しい取り組みとならざるを得ません。そこで、これを料金にはね返らさないためにいかに手を打つかが、事業者としては問われる点であります。今後の運営に関しては、その中身について、お答えがありませんでしたので、議論の中では煮詰まりませんでした。より低コストにつながる道を模索のようでありまして、年度末から新年度当初にかけて、その方向も発表されるようでありまして、構想全体を住民の皆さんにも示されまして、方途についての十分な議論が保障されることを求めるものであります。

また、従前から申し上げている問題であります。水道事業は本町の全世帯が対象の取り組みでありますので、一般行政サービスと何ら変わるものではありません。ならば、会計独立の原則は原則としても、事業コストを考えますならば、それを抑えるための手段として一般財源を投入しても、その判断が間違いだと何ら問われるものではありませんし、公営企業の事業目的は営利が第一ではありません。住民の福祉の増進に資することでありまして、町長が旨とされている取り組みそのものであり、判断においても取り組みにおいても、どこにも問題の発生する余地はありませんので、今般の審議を通じても議論は平行線でありましたが、ぜひ政治判断を下されまして、その方向に踏み切られんことを申し述べ、本予算案も反対するものであります。

あとの後期高齢者医療保険、介護保険介護事業、介護保険サービス事業、公共下水道事業の各特別会計の26年度予算は賛成いたします。

次に、9号から16号の25年度の補正予算であります。いずれも事業執行等による執行残等の精算及び人件費等の補正でありまして、規定の事務処理がなされたものでありますので、全て賛成するものであります。

次に、17号から25号までの条例案についてであります。いずれも賛成の立場からのものであります。

まず、17号の企業立地促進条例の改定についてであります。

これは、企業立地を促進すべく優遇措置を強化するものであります。今般の改定で、本町住民の雇用を優遇条件に加味することが図られます。これは、本条例案設置の折から求めてきた懸案事項でありまして、一定の評価をしておりますが、要件等はこれから規則で固めていくとのことでありまして、雇用条件の規模や期間は一時的なものとするのではなく、本町住民の雇用の促進に功を奏する取り組みとなるよう、恒久的な仕組みとすることを求めるものであります。

また、従前からの議論にもありますように、立地企業の要件を緩和し、個人事業主も含め、本条例で言う奨励金等の優遇策に合致するよう、取り組みの改善を引き続き求めておくものであります。

18号の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、制度の廃止に伴う所要の改正がなされるもので、19号と20号は、本町消防団に関しまして、法改正に伴う退職金の引き上げと条文の整理、21号は、子どもの医療費助成制度の対象年齢を本町と同様に奈良県が改善したことに伴う文言整理ですので、いずれ

も適正に処理されているものと判断いたします。

22号のパソコン購入の随意契約は、本町の参加する県下の自治体協議会が集団で入札し、落札した業者との随意契約であり、既に契約事務が進んでいることから、妥当と判断いたします。

23号の道路線の認定は、要件等が整っている道路の移管を受けるものであり、きちんと処理されているものと判断いたします。

24号と25号は、解散した本町が属する山辺広域行政事務組合の事務処理に関するもので、協議書の変更等、一連の処理過程における事務上の処理でありまして、適正に行われているものと判断いたします。

以上、議案第1号、平成26年度川西町一般会計予算についてより、議案第25号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継の変更についてまでの25議案に対する賛成並びに反対のそれぞれの立場からの討論を終わります。

議長（森本修司君） 2番 堀格君。

2番議員（堀 格君） 今般上程されました25本の各議案に賛成の立場から、若干の補強意見を申し上げたいと思います

同僚議員がおっしゃいましたように、竹村町長が初めて編成されました予算がありますが、私は、立派な出来ばえというふうに評価をいたします。今、各自治体とも予算編成時期を迎えておりますが、竹村町長の言われる安心して暮らせるまちを初めといたしまして、子育てがしやすいなど、大体どこの自治体も結局考えていることは皆同じようなことでもあります。住民のニーズは、福祉、環境、まちづくり、コミュニティと、こういうものにありまして、これに財源の制約の中でどう応えていくか、そこに知恵を絞ることでもあります。

今の人口減少と高度成長期を過ぎた成熟社会では、やむなく各自治体間で人と企業の誘致競争にならざるを得ません。その点、この川西町では、小学校を立派に建てかえまして、他に先んじて工業団地の整備に取りかかり、結崎駅周辺の整備を計画しておりまして、幸い交通アクセスが次々整備されていきますし、浄化センター公園もこの7月には立派に生まれ変わります。こういった状況に合わせた今般の予算というふうに思います。条例改正にもなっているというふうに評価をいたします。

それから、大事なことは、この川西町に住んでいる人たちにとり、この町にいかにかに誇りを持てるかということだと思います。その意味で、先ほど同僚議員も言われましたけれども、他に先駆けてインフルエンザの予防注射の一部助成や風疹ワクチンの継続助成というのは十分評価できるというふうに思います。下間部長、ありがとうございました。

やはり子育てのお母さん方が、例えば同窓会に行ったときに、「うちではこんな補助があるのよ」「あら、うらやましいわね」と、こういう会話ができるということ、それが結局、川西町に住んでいるということに誇りが持てて、なお愛着心がわいてくるということになると思います。今後とも子育て世帯のニーズについて、幼稚園、保育所の問題も含め、検討していただきたいというふうに思います。

それから、道路の拡幅の関係であります。素早く小学校の前の道路の拡幅を計画していただいて、松本部長、ありがとうございます。ただ、道路拡幅につきまして、できれば結崎駅から県道に至るまで一本で筋の通った道になってほしいところでもありますので、拡幅するに当たりましていろいろと考えていただきたいというふうに思います。

ただ一つ難点は、きれいな道になると、車がスピードを出して走るという問題がありまして、特に小学校の正門があそこにありますから、正門から向かい側に渡るのに、例えば信号をつけるというのも一つの方法であろうと思いますが、児童の通学の安全対策もあわせて検討していただけたらというふうに思います。

さて、皆さんのお手元に新聞記事のコピーを配付させていただきましたが、これは、3月15日の日本経済新聞の夕刊であります。この美しい風景が全国に配布されたわけでもあります。この新聞の記事の中身は、結崎という地がいわゆる能楽の発祥の地という記事であります。能楽の発祥ということで考えてみますと、昨日、小学校の卒業式がありました。最後のほうでしたか、別れの言葉というのを6年生の人が呼びかけ方式でやっていましたけれども、あそこで1年生から6年生までのそれぞれの出来事、思い出を順番に言っていくのがあります。各学年とも言葉だけでありましたけれども、4年生のところだけ、3人の児童が前へ出て、扇を広げて実演をやったわけです。4年生で能楽を勉強したというのが非常に大きな思い出になっているというふうに思われます。せっかく4年生で習ったのをそれだけにせずに、その後も引き続きそういうことができるということにつきまして、今般、児童向け能楽講座というのを考えていただいたということで、教育長、ありがとうございます。

もう一方、この写真を見ていただいておわかりのように、非常に美しい風景というのがこの川西町にあるわけでもあります。この美しい風景と、それと能楽を初めとする素晴らしい歴史遺産、これを守りながら、我々現代といいますか、今のこの時代にいかに住みやすさを求めるかという現実と、いかにうまく共存させていくかというところに思いをいたさないかんというふうに思います。

そのためには、あらゆることについて広がりのある、グローバルな考えを持ちながら、着実に一步一步実行していくということだと思います。前から申し上げておりますように、「着眼大局、着手小局」という考え方で、グローバルな考え方をお願いしたいと思います。

それから、次に水道事業でありますけれども、今般の会計制度の変更で、一部資本剰余金のうち利益剰余金に振りかえというのができましたので、当初の予想より財務体質は悪くならなかったように思われます。これをもとに、先ほども委員長報告にありましたが、将来のあり方を十分に検討していただきたいというふうに思います。水道部長、お願いします。

最後に、後で追加の議案があると伺っておりますけれども、そういった事務の取り扱いについて、役所全体で意識と感度の向上に努めていただきたいというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

最後に、町長に対してでありますけれども、この川西町は課題が非常にいっぱい

いあります。ただ、各課題は、前進していく、前を向いて進んでいく課題でありますから、そういう課題というのは、あればあるほどやりがいがあると思います。役場行政のベテランである森田副町長に十分にカバーしていただいて、頑張っていたきたいと思います。

各議案については賛成であります。

以上であります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり認定いたしました。

次に、議案第2号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり認定いたしました。

次に、議案第3号から議案第5号までの3議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号から議案第16号までの8議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

た。

次に、議案第17号から議案第25号までの9議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(森本修司君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第26号、平成25年度川西町一般会計補正予算について、発議第1号、奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議についての2議案を追加議案といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、追加議案といたします。

それでは、日程第2、議案第26号、平成25年度川西町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) 今回、追加いたしまして御審議をお願いするのは、議案第26号、平成25年度一般会計補正予算についてでございます。6ページをお開きください。

まず、歳出についてでございます。

款2.総務費 項1.総務管理費 目10.基金費におきまして、財政調整基金積立金として7,684万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、過日総務委員会におきまして御審議いただきました議案第24号に係る予算措置で、平成26年3月31日付をもって解散いたします山辺広域行政事務組合の財政調整基金並びに山辺広域振興基金の返戻金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

款6.土木費 項4.住宅費 目1.住宅管理費におきまして、公課費42万3,000円、款8.教育費 項1.教育総務費 目2.事務局費におきまして、公課費12万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、所得税法第204条第1項第2号において定められている個人事業主の弁護士、測量士等については、報酬や委託料を支払う際に所得税を徴収し、翌月の10日までに国に納付しなければならないと定められておりますが、支出した個人事業主を法人と誤認し、源泉徴収を行わずにいたため、その源泉徴収すべき所得税並びに不納付加算税、延滞税の相当額を追加要求するものでございます。

また、項4.中学校費 目1.中学校費におきましても、同様の理由により、式下中学校川西町分担金といたしまして335万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。5ページをお願いします。

款9 項1 目1.地方交付税におきまして、389万9,000円の増額をお願いするものです。これは、平成25年度における特別地方交付税額が追加して交

付される見込みとなったことから、増額をお願いするものでございます。

款19項3目1.雑入におきまして、7,684万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、平成26年3月31日をもって山辺広域行政事務組合が解散されるに伴う財政調整基金並びに振興基金の返戻金でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ8,074万円を増額するものでございます。これによりまして、平成25年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億2,250万3,000円となります。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、ただいまより審議に入ります。

質疑ありませんか。

芝議員。

11番議員（芝 和也君） それでは、この補正予算の中身についてですけれども、いずれにしても、税制上、町が源泉徴収の義務を負うという仕組みになってまして、そのことが相手を個人事業主の法人とあって、そこを見誤っていたので、それを受けての予算措置ということではありますが、土木費、教育費、中学校費で全部で今般390万円、約400万円ほどの予算で、このうち税本体は返ってきますけれども、結局、不納付加算税とか延滞税、この辺で町がペナルティを受けて持ち出す分ですね、これは、この内訳ではどうなるのか。事前にお示しいただいたデータでは、土木費で2万6,600円、教育費で5,500円、中学校費では内訳がありませんでしたので、川西町が大体55、6%ぐらいの割合かなと思うので、それから換算しますと30万円前後ぐらいはこの中から出てくるのかなと思っているんですけれども、その辺、ペナルティとして町が負担する額は、全体の390万円ほどのうち、どのぐらいになるのか、お示しいただきたいと思っております。

また、誤認したに至る経緯、なぜ見誤っていたのか、その辺についての説明をお願いしたいと存じます。

それから、とにかく源泉徴収の義務を自治体としても負うことになってしまいますけれども、そういう義務者のメリットは何かあるのかということ、きのう理事にもいろいろお話を伺っていただきましたけれども、今のところ特になんかということでもありません。仕組み上、これは税を取る側、いわゆる国税ですので、国の側からしますと、歳入を確実にするということでは、源泉徴収を徴収義務者に負わすということでは非常にすぐれた仕組みだと、こういうふうに感じますけれども、町長も、町税、地方税におかれましては、そういった徴収する当事者になられるわけではありますが、こうした現時点における収税の仕組み、歳入を確実にするための仕組みが義務を課して仕組まれている、そういう仕組みに対して町長御自身はどういうふうにご認識をお持ちか、御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

以上です。

議長（森本修司君） 理事。

理事（坂口 歩君） それでは、ただいまの芝議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、不納付加算税と延滞税が全体でどれだけになるかということをございますけれども、一般会計、式中全会を合計いたしますと19万5,400円、これが合計額という形になってまいります。

それと、源泉徴収の納税義務者の件でございますけれども、昨日、議員がお越しになられた後、インターネット等で国税庁のところを調べてまいりますと、基本的に従業員を雇われている事業所というのは全てになるのだけれども、ただし例外として、常時の従業員が2人未満のところは例外ということになっておりますので、いわゆる特権といたしますか、そういう優遇を与えるのであれば、もう全部与えなければならぬので、結果として与えなくても一緒という形になってまいります。というところでございます。

それと、見誤りの理由でございますけれども、町の支払い、会計処理につきましては、電算処理をいたしておりまして、電算処理をするに当たりましては、まずその業務を委託する者、あるいはいろいろなものを請け負っていただく方に対する債権者の登録を行っております。その債権者を登録するに当たりましては、いわゆる屋号、株式会社何々であるとか丸々設計事務所というような形で債権者登録を行っております。その際にきちりと株式会社というのを付けているのが本来なんですけれども、それを見誤った結果、株式会社、法人事業主という形で誤認いたしましたということでございます。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員がお尋ねの源泉徴収の仕組みについての考えということでございますが、メリット、デメリットをよくよく考えておるんですけれども、なかなかメリットというのは感じられないのかなど。ただ、町としましては、納税者に対しまして最前線に立っておる窓口でございますので、町が行うのはやむを得ないという考えでございます。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） メリット、デメリットといたしますか、要するに、今般の国税の話で言いますと、事業所ですとか、地方自治体もそうなりますけれども、源泉徴収の義務を課して収税をする。国から言いますと、国税の歳入が確実に保障される仕組みが、この源泉徴収の仕組みだということだと思います。税の場合は、自主計算・自主申告というのが今日の税制の基本的な形になっておりますけれども、それを越えまして、仕組み上は歳入を確実に保障するための仕組みということで作られている、歳入を保障するという仕組みからすれば、非常にすぐれているなど私は思っておりますけれども、こういう歳入を確実に保障することに対して、その取り組み方、そういう収税の仕組みの作り方に対して町長はいかが感じておられるかなど思っている質問であります。

自主計算・自主申告・自主納税に対する税の基本的な申告の概念に対して、一方では源泉徴収して歳入を確実にするという方法が、仕組み上きちんと収税の仕組みとして行われていますので、その辺についてはいかがが御認識をお持ちか、御

所見をお聞かせいただけたらと存じます。

重なりますが、そういう質問であります。よろしくお願いします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 納税者の立場からいきますと、自主申告して納税するというのがよろしいのかもしれませんが、国全体としまして徴税コストなどを考えますと、源泉徴収という仕組みは非常に素晴らしい仕組みだと思っております。トータルコストで考えて、国民の皆さんに一番メリットがある仕組みが選ばれているのかなと思っております。そういうところがございます。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

11番議員（芝 和也君） それでは、議案第26号、平成25年度一般会計補正予算についての討論です。

態度表明としましては、賛成の立場からのものであります。

これは、一昨年秋ごろに、奈良県におきまして同様の事案が発生したことを機に、本町にも照会があって、今般の調査により、該当する事案があったことが判明したことにより、それを処理しようとするもののようであります。事務処理上の問題であります。住民の皆さんにはどう映っているのか、町長初め理事者各位も複雑な思いをめぐらせておられることと存じますが、事態は仕方ありませんので、速やかに処理を願うところであります。

今後の事務処理においては、こうした認識不足による事故等が発生することのないよう、言うまでもありませんが、研さんを積み重ねて、職務の遂行に当たられんことを申し述べ、本補正予算には賛成するものであります。

議 長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第26号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程第3、発議第1号、奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議についてを議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。

2番 堀格君。

2番議員（堀 格君） それでは、御指名いただきましたので、提案の理由、趣旨

につきまして申し上げたいと思います。

リニア中央新幹線につきましては、東京－名古屋間は詳細なルートと駅位置が公表されておりますが、名古屋以西につきましては、奈良市付近を主要な経過地とするということでもあります。詳細はまだ公表されておられません。

また一方、京都府におきましては、京都ルートへの変更活動を活発に行っております。

そこで、川西町といたしましては、他の市町村と結束いたしまして、まず1点、開業につきましては、東京－名古屋間だけでなく、大阪までの全線開業をしてほしいということ、そして、中間駅につきましては、奈良県の共通結束性という、どの場所が一番いいかということではありますが、そういう観点から見まして、大和郡山市に設置していただくのが一番いいのではないかと、そういうことをあわせまして議会決議をいたしまして、県下各市町村共同して提出してまいりたいというものであります。

趣旨を御理解いただき、各議員の御賛同をお願いしたいと思います。

なお、決議文につきましては、御清覧いただいておりますので、朗読は割愛させていただきます。

よろしく願いいたします。

議 長（森本修司君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。

芝議員。

11番議員（芝 和也君） それでは、ただいま説明のありました、奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議に対する討論を行います。

この決議の議決には反対の立場からの討論であります。

今般の奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議では、このリニア新幹線が地域経済に効果があるものと見ることを前提にして、その効果のあるものを最大限に引き出せるように、建設工事を東京－名古屋間で一旦とめずに、大阪まで一気にいくよう検討を求め、動脈を2本にするにこしたことはありませんので、できるだけ離れたほうがよいとしながらも、京都ルートともさほど離れていない三重・奈良ルートを切望し、その際の本県に設置する中間駅を奈良、生駒、大和郡山の3市それぞれに主張が飛び交っているのです、ここはひとつ大和郡山で一本化しようとして、期成同盟のような形で、森下豊樞原市町が会長さんになって、町長初め県下33人の首長さんが「奈良県にリニアを！」の会なるものを立ち上げておられることもあり、かつ、そこからの要請を受けて、それに呼応する形で本町議会としての決議を上げようというものであります。

おつき合いという点では、住民の皆さんからも理解はいただけるかもしれませんが、本町議会として責任を負う住民生活全般が被る影響にかんがみましますならば、財政的にも、これからみんなで乗り切っていこうとしています省エネ社会のあり方としましても、年々深刻の度合いを増しつつある交通手段と体制の安全確保という点におきましても、この取り組みはプラスになるような要素は全く見当たらないというのが私の見解であります。

住民利益から言いますれば、この種の問題で取り組むべきは、東京－大阪間の移動時間の短縮なるものは、全くと言ってよいほど、各種の交通調査にも上がってきておりません。むしろニーズは安全対策と確実な運行に尽きます。ですから、既存の交通手段、高速バスや新幹線や航空路線の運行体制や設備等々、安心安全の輸送手段を確保・充実させていくことこそ、強く求められていることにほかなりませんし、問題の本質そのものであります。

経済効果という点で見ましても、移動時間の短縮により、東京とも一つの経済圏的な要素が入ってくることは間違いありません。そうなりますと、それはおのおの地方の財産であるところの人・物・金が首都圏に移動することを保障する手段として働くことは、いわゆる中央に吸い上げられるということで、ストロー現象と呼ばれていますが、既に整備が進められてまいりました全国の新幹線網の状況を見ても疑う余地はありません。

また、リニアの軌道には、地球的にも非常に希少なレアメタルを使用することや、既存の新幹線の比にならないほど大量の電力消費を必要とするなど、低エネルギー社会の手段としては全くそぐわない乗り物と言わざるを得ません。しかも、軌道のほとんどが地下40メートル以上の大深度のトンネル工事を伴いますことから、水源の枯渇等環境問題の危惧や採算性が危ぶまれている公費投資を、住民の皆さんを含め、広く国民負担として将来を負うことにつながる計画でありますから、到底建設のメリットは見出せない取り組みにほかなりません。

重ねて申し上げます。取り組むべきは既存の交通網の整備であり、安心安全の交通手段と体制の確保であり、身近な点で言いますならば、コミバスやデマンド交通への補助や無人駅の解消につながる措置を講じることを求める取り組みこそ、本町住民の意に沿い、願いに応えるすべを求める道というものでありましょう。

よって、本決議の議決には反対することを申し述べるとともに、議員各位におかれましては、これらの点に十分に御留意いただきまして、賢明なる御判断を願うものであります。

以上、反対の立場からの討論を終わります。

議 長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議を賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただいたことに対し、議長として厚く御礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましても、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、各議員から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町長（竹村匡正君） 平成26年川西町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

今議会に提案いたしました各議案につきまして、慎重審議賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

特に、今議会では、私が町長に就任して初めて編成いたしました当初予算も議決いただいたところでございます。改めて責任の重さを痛感するとともに、川西町民のため、町職員とともに粉骨砕身、町の発展に尽くす覚悟でございます。

また、審議を通じ、議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（森本修司君） これをもちまして、平成26年川西町議会第1回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前11時15分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年3月20日

川西町議会
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
議案第1号	平成26年度川西町一般会計予算について	3月20日	原案可決
議案第2号	平成26年度川西町国民健康保険特別会計予算について	3月20日	原案可決
議案第3号	平成26年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について	3月20日	原案可決
議案第4号	平成26年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について	3月20日	原案可決
議案第5号	平成26年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について	3月20日	原案可決
議案第6号	平成26年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	3月20日	原案可決
議案第7号	平成26年度川西町公共下水道事業特別会計予算について	3月20日	原案可決
議案第8号	平成26年度川西町水道事業会計予算について	3月20日	原案可決
議案第9号	平成25年度川西町一般会計補正予算(第4回)について	3月20日	原案可決
議案第10号	平成25年度川西町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について	3月20日	原案可決
議案第11号	平成25年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)について	3月20日	原案可決
議案第12号	平成25年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3回)について	3月20日	原案可決
議案第13号	平成25年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2回)について	3月20日	原案可決
議案第14号	平成25年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2回)について	3月20日	原案可決
議案第15号	平成25年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)について	3月20日	原案可決
議案第16号	平成25年度川西町水道事業会計補正予算(第4回)について	3月20日	原案可決

議案第17号	川西町企業立地促進条例の一部改正について	3月20日	原案可決
議案第18号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	3月20日	原案可決
議案第19号	川西町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	3月20日	原案可決
議案第20号	川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	3月20日	原案可決
議案第21号	川西町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について	3月20日	原案可決
議案第22号	職員用ノートパソコンの購入について	3月20日	原案可決
議案第23号	川西町道路線の認定について	3月20日	原案可決
議案第24号	山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分の変更について	3月20日	原案可決
議案第25号	山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継の変更について	3月20日	原案可決
議案第26号	平成25年度川西町一般会計補正予算（第5回）について	3月20日	原案可決
同意第1号	川西町監査委員の選任について	3月10日	原案同意
発議第1号	奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議	3月20日	原案可決